

第2編

震災対策編

震災対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災・熊本地震などの近年国内を襲った大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者及び村民が相互に協力し、総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することにより、かけがえのない村民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

- (1) 村、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制
- (2) 村災害対策本部及び現地災害対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防及び自主防災組織の育成整備に関する計画
- (3) 地震情報の収集伝達、災害情報等の収集、避難、水防、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他災害対策に必要な計画

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、南箕輪村防災会議が作成する「南箕輪村地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震に対処すべき事項を中心に定める。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく「推進計画」については、その定められるべき基本事項がこの「地震対策編」に含まれるためこの計画を兼ねるものとする。

なお、この計画は「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は「長野県地域防災計画」に準ずる。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定される事項等を定めるものであり、各機関は本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟及び推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々

における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加える。

第2節 防災の基本方針

本村は、伊那谷の北部に位置し、西に中央アルプス、東に南アルプスを望み、伊那谷でもっとも広い田園地帯と山岳地帯とをもち、四季の変化に富んだところである。稲作を中心とした農村だったが、中央自動車道の開通に伴い、首都圏・中京圏からの時間的距離の短縮により産業構造が工業地・観光地へと変化してきた。

以上のような自然的条件の中様々な災害発生要因に対応し、防災体制の整備に努める必要がある。

自然災害に対しては十分な防災、減災対策が求められているところではあり、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されているほか、伊那谷断層帯の活断層が存在するなど、地震災害の可能性が高いことも指摘されており、その対策においても万全を期しておく必要がある。

それぞれの段階において、村、防災関係機関及び村民が一体となって、最善の対策を講ずる。

1 防災対策を実施するにあたって、次の3段階を基本として、それぞれの段階において、村、防災関係機関及び住民が一体となって最善の対策を講ずる。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的な災害対策を推進する。

(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害に強いむらづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(ウ) 村民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織の充実強化、防災ボラン

ティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により村民の防災環境の整備を図る。

- (エ) 防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の促進、予測・観測の充実強化を図る。また、これらの成果の情報収集及び提供、並びに防災施策への活用を図る。
- (オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した防災訓練を実施する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(イ) 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、生徒、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊娠婦など災害対応能力の弱い者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

(ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送を行う。

(オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難場所への収容、避難場所の適切な運営管理を行う、また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

(カ) 被災者への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

- (ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また迅速な遺体の処理等を行う。
- (ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止対策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (サ) ボランティア、支援物資・義援金を適切に受け入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
- (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
- イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
- (ア) 被災状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (イ) 物資、資材の調達計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う
- (ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
- (エ) 再度災害の防止により快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興を支援する。
- ウ 村、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。
- 2 村、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の対策を行う。
- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立防災体制の充実
- 3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。

4 どこでも起こうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自らの防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 自主防災組織

区を単位とする自主防災組織は、村の災害対策本部と綿密な連携をとり、村災害対策本部の防災業務に協力する。災害の状況に応じて、現地災害対策本部としての役割を担う。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

- (1) 村防災会議、村警戒本部及び村災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。
- (3) 水防、その他応急措置に関すること。
- (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び災害調査に関すること。
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）に関すること。
- (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (7) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。

-
- (8) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。
 - (9) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成に関すること。
 - (10) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 県

- (1) 長野県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他応急復旧に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。
- (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
 - ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
 - エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (2) 関東財務局(長野財務事務所)
 - ア 地方公共団体に対する資金の融通あっせんに関すること。
 - イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
- (3) 関東農政局(長野県拠点)
 - ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。
 - イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
 - エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
- (4) 関東経済産業局
 - ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
 - イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
 - ウ 被災中小企業の振興に関すること。
- (5) 中部経済産業局
 - 電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
- (6) 北陸信越運輸局

災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。

(7) 東京管区気象台(長野地方気象台)

ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。

イ 地震防災知識の普及に関すること。

ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。

(8) 国土交通省中部地方整備局(天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所)

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行う。

ア 災害予防

(ア) 所管施設の耐震性の確保

(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進

(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定

(オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ 災害応急対策

(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施

(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

(ウ) 所管施設の緊急点検の実施

(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

ウ 警戒宣言時

(ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達

(イ) 地震災害警戒体制の整備

(ウ) 人員・資機材等の配備・手配

(エ) 緊急輸送路道路確保のための交通規制に対する協力

(オ) 道路利用者に対する情報の提供

(9) 信越総合通信局

ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。

イ 非常通信に関すること。

ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。

エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送機器の貸出に関すること。

(10) 長野労働局

ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。

イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。

(11) 中部森林管理局

ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。

イ 地震に伴う林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。

ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。

- (12) 関東信越厚生局
 - ア 管内の災害状況の情報収集及び通知に関すること
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること
- (13) 中部地方環境事務所
 - ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。
 - イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
- (14) 関東地方測量部
 - ア 災害時当における地理的空間情報の整備・提供に関すること。
 - イ 復旧・復興のための公共測量の指導・提供に関すること。

4 上伊那広域消防本部及び南箕輪村消防団本部

- (1) 消防、水防、その他応急措置に関すること。
- (2) 村の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (4) その他消防団本部の掌握事務について、防災対策に関すること。

5 長野県警察本部(伊那警察署)

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。
- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 遺体、行方不明者の捜索及び検死に関すること。

6 陸上自衛隊第13普通科連隊(松本駐屯部隊)

- (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

- (1) 電気通信事業者(東日本電信電話株、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))
 - ア 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
 - イ 電気電信設備の保全に関すること。
- (2) 中部電力パワーグリッド(伊那営業所)
 - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
 - イ 電力の供給に関すること。
- (3) 日本銀行(松本支店)
 - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
 - イ 損傷通貨の引換に関すること。

-
- (4) 日本赤十字社(長野県支部)
 - ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
 - イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金の募集に関すること。
 - (5) 日本放送協会(長野放送局)
 - 地震情報等広報に関すること。
 - (6) 日本通運株(伊那支店)
 - 地震災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
 - (7) 日本郵便株信越支社(南箕輪郵便局)
 - ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
 - イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
 - (8) JR会社(東海旅客鉄道株)
 - ア 鉄道施設の地震防災に関すること。
 - イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
 - (9) 日本貨物鉄道(株)
 - 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
 - (10) 中日本高速道路(株)
 - 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)、安房峠道路の防災に関すること。

8 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区
 - ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
 - イ 排水機場の改良及び復旧に関すること
- (2) ガス会社(松本ガス株、上田ガス株、諏訪瓦斯株、大町ガス株、信州ガス株、帝国石パイプライン株、長野都市ガス株)
 - ア ガス施設の保全、保安に関すること。
 - イ ガスの供給に関すること。
- (3) 鉄道会社(長野電鉄株、アルピコ交通株、上田交通株、しなの鉄道株)
 - 地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
- (4) 旅客自動車運送事業者(伊那バス株式会社)
 - 災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
- (5) (公社)長野県トラック協会伊那支部
 - 災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関すること。
- (6) 放送事業者(信越放送株、株長野放送、株テレビ信州、長野朝日放送株、長野エフエム放送株)
 - 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

-
- (7) 長野県情報ネットワーク協会
気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (8) 上伊那医師会、上伊那歯科医師会、看護協会、上伊那助産師会
災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
- (9) 上伊那薬剤師会
災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
- (10) (一社)長野県LPGガス協会
液化石油ガスの安全に関すること。
- (11) (一社)長野県建設業協会
災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
- (12) (社福)長野県社会福祉協議会、(社福)南箕輪村社会福祉協議会
災害ボランティアに関すること。
災害派遣福祉チーム（DWAT）に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 伊那中央衛生センター及び八乙女クリーンセンター
災害時における清掃対策及び粗大ごみ処理施設の災害対策に関すること。
- (2) 農業協同組合(上伊那農業協同組合・南箕輪支所)
ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。
ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
オ 農産物の需給調整に関すること。
- (3) 上伊那森林組合
ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
- (4) 南箕輪村商工会
ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。
ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。
エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
- (5) 病院等医療施設の管理者
ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。
ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
- (6) 社会福祉施設の管理者

ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。

イ 地震災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。

(7) 金融機関

被災事業者等に対する資金融資に関すること。

(8) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

ア 安全管理の徹底に関すること。

イ 防護施設の整備に関すること。

(9) 自主防災組織及び区

ア 村が行う地震災害応急対策の協力に関すること。

イ 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

ウ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。

エ 避難所の運営業務等への協力に関すること。

オ 区域内における自主防災活動の実施に関すること。

(10) 伊那ケーブルテレビジョン㈱、伊那市有線放送農業協同組合(有線放送いないネット)

ト)

気象予報及び警報、地震災害情報等の広報に関すること。

(11) 天竜川漁業協同組合

ア 村、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。

ウ 漁船、共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関すること。

第4節 防災面からみた南箕輪村の概要

第1 自然的条件

1 位置及び村域

本村は、長野県南部の上伊那郡中央部、伊那盆地で東西幅のもっとも広い地域の天竜川右岸地区に位置し、東は天竜川を隔てて伊那市、箕輪町と接し、西は、経ヶ岳、黒沢山を境として辰野町、塩尻市檜川と接し、南は伊那市、北は箕輪町と接する4市町村と隣接する村である。また、本村は、平地区と飛地から成り立っており、伊那市西箕輪地区を囲んでいる。本村の面積及び村の中心地における経緯度からみた本村の位置、標高は次のとおりである。

(1) 面積 総面積：40.99 k m² (平地部：20.59 k m² 飛地：20.40 k m²)

(2) 経緯度 東経：137° 58' 29" 北緯：35° 52' 22"

(3) 標高 695.4m

2 地勢

本村は、飛地の山岳地帯を除くと村域の標高差は大きく三段階になっており、西から山岳地、扇状地、氾濫原(沖積平地)に分けられる。扇状地は、本村のほぼ中央部を西から東に流れる大泉川を中心に標高700mから900mにおよぶ広大な地域で、東に約2度の傾斜をなしており、扇状地と沖積平地の間には段丘崖が南北に伸びている。村域の約半分が山地である。

村内の河川等は次のとおりである。

◎一級河川

河川名	延長(m)
天竜川	約4,150
大清水川	約2,720
大泉川	約4,480

◎準用河川

河川名	延長(m)
北沢川	431
南沢川	758
滝ノ沢川	688
栃ヶ洞沢川	748
下ノ沢川	563
大門川	626
中井沢川	717
車沢川	860
小中井沢川	1,884
鳥谷川	1,212

◎用排水路

河川名	延長(m)
西天竜幹線水路	5,570
県営1号排水路	2,350
県営2号排水路	1,240

◎普通河川(飛地)

河川名	延長(m)
北沢川	_____
大泉川	_____

◎畑地かんがい送水施設・送水路

名称	延長(m)
伊那西部第1揚水機場	ポンプ4台
伊那西部第1送水路	5,046
伊那西部下段北幹線水路	8,812
伊那西部下段南幹線水路	12,729

※位置図(資料編参照)

1 地 質

長野県の地質は、非常に複雑化している。糸魚川－静岡構造線(以下「糸静線」という)と、この構造線の諏訪湖の南を起点にして、天竜川の東側に沿って並行して通る中央構造線(メディアン・ライン)の2つが県の地質分布を特徴づけており、西南日本内帯、西南日本外帯及びフォッサマグナ地帯という3つの大きな地質区に大別される。

本村においては、西南日本内帯に位置し、県が行った地震対策基礎調査結果からみた地質区の概略は次のとおりである。

◎西南日本内帯(糸静線の西側及び中央構造線の西側地域をいう)

- ・この中には飛騨山脈(北アルプス)と木曽山脈(中央アルプス)が含まれ、両山脈は第4紀以降隆起を続けている。
- ・白馬岳、槍ヶ岳、姫川流域、梓川流域、木曽山地北部には中・古生層堆積岩類が分布している。
- ・飛騨山地南部から木曽谷西部にかけては、中生代に貫入した火成岩類が分布しており、中央構造線のすぐ西側には変成生岩類がみられる。
- ・諏訪湖南方では、海底物で緑色凝灰岩を多く含む守屋層が分布している。
- ・阿南町付近には、昔の瀬戸内海の名残を示す化石を含んだれき岩や砂岩からなる富草層が分布している。
- ・焼岳、乗鞍岳、御岳などには安山岩質の火成岩が分布している。

また、本村は、古生代の二畳紀から中生代の三畳紀に形成された木曽山地の一部、経ヶ岳山地群から流失したところのれき層、天竜川西岸の段丘崖に塩嶺火山によって流失した一種の泥流(凝灰角れき岩層)とれき層(れき層の中には円れきとなった安山岩が含まれている)また、これらのれき層と夾在したり、被覆したりして御岳火山に起源を持つテフラ層が存在している。

2 地 盤

(1) 地盤の状況

伊那盆地においては、全般的に普通以上の地盤といえるが、駒ヶ根市の天竜川沿いに悪い地盤がある。このほか箕輪町の天竜川沿い及び飯田市の飯田I.C付近には悪い地盤が散在している。

(2) 地盤の液状化の特質

県内の低地部には、扇状地、自然堤防、荒廃湿地、現・旧河道、盛土部など液状化を起こしやすい地層が多く分布している。

県下では、長野盆地の中野市から千曲市にかけて、上田市、佐久市、諏訪市、伊那谷の駒ヶ根市、飯田市などの砂質地盤に発生の危険性があると予想されている。

防災面からみた長野県の概要

地盤

(1) 県内の地盤の状況は以下のとおりである。

北信及び南信の山間地の地盤	
ローム層や粘土質又は砂質土を多少含んでいるが、地層全体を総合的にみれば良い地盤又は基盤そのものに近い岩盤と判断される。ただし、菅平高原には河床堆積物から成るやや悪い地盤がある。	

平地部及び台地の地盤	
諏訪盆地	<p>諏訪湖南部及び中央線小野駅西部から古町にかけて悪質地盤がある。</p> <p>諏訪湖南部は、上川や宮川による新しい河川堆積層やスモク層が軟弱地盤を造っている。茅野市から富士見町にかけては比較的良好地盤が続いている。</p>
伊那盆地	<p>全般的に普通以上の地盤といえるが、駒ヶ根市の天竜川沿いに悪い地盤がある。このほか、箕輪町の天竜川沿い及び飯田市の飯田IC付近にはやや悪い地盤が散在している。</p>

(2) 地盤の液状化の特質

県内の低地部には、扇状地、自然堤防、後背湿地、現・旧河道、盛土部など液状化を起こしやすい地層が多く分布している。

液状化ポテンシャルの特に高い地域としては、小布施町、須坂市の北西部、長野市中南部、諏訪湖周辺、軽井沢町南部、千曲市から坂城町にかけての地域、上田市、立科町、佐久市の谷筋等があげられる。

次にポテンシャルの高い地域は、大町市の東部、高瀬川沿いの低地から松本市の西部、辰野町の北部に至る地域である。また、伊那市から飯田市にかけても比較的液状化ポテンシャルの高い地域である。

5 活断層(長野県内)

本県は糸魚川—静岡構造線断層帯をはじめ数多くの活断層が密集する地域が存在する。

県内の活断層の分布状況は次のとおりである。



6 自然的条件にみる災害の要因

本県のおかれた自然的環境は、概して厳しく、それが人為的な諸要因と相関して災害へ発展する素因がつねに内在している。

特に、地震の可能性については、火山帯に加え、構造的な弱線上に位置し、信濃川、姫川両地震帯が存在するとともに、数多くの活断層が密集する地域が存在することから、これらを中心に地震の発生が予想される。

また、東海地震に備えて、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、東京及び三重の8都県173市町村が地震防災対策強化地域に指定されており、本県では、諏訪地域以南25市町村が指定されている。

第2 社会的条件

1 人 口

本村の総人口は15,797人(令和2年国勢調査)であり、平成27年国勢調査から734人、4.9%の増となっている。また、人口密度は1 km²当たり約385人であり、地形的特殊性から部分的に人口が集中している地域を形成している。

また、高齢者(65歳以上)の総人口に占める割合は23.5%(令和2年国勢調査)と県下では高齢化率が低い自治体であるが、着実に年々高齢化が進んでいる傾向である。

2 産 業

(1) 農 業

本村は、これまでも、農業振興に取り組んできており、本村の基幹産業のひとつとしての位置づけは変わっていない。近年は農事組合法人まっくんファームや地産地消の推進など新たな取り組みが始まっている。

(2) 工 業

電気・機械製造業を中心昭和45年ころから企業立地が進み安定的な成長をみせている。

(3) 商 業

近年は郊外大型店の進出がみられ、都市機能の充実、住民生活の利便性の向上がみられるが、一方で今後は買物弱者への対応が課題となってくる。

3 交 通

(1) 道 路

本村の主な幹線道路は、国道153号が村の東部を南北に通り、南は飯田市を経て愛知県豊田市に通じ、北は辰野町を経て塩尻市及び諏訪市へ通じている。

通称、“権兵衛街道”とよばれる国道361号が村の南部を東西に通り、東は伊那市街地を経て、伊那市高遠に通じ、西は権兵衛トンネルを経て、木曽郡木曽町へ通じている。高速道路として中央自動車道が南北に通り、東京方面や長野方面、中京方面の都市部への時間的距離が短縮されている。

また、この中央自動車道の西側に並行して伊那西部広域農道が南北に通っており、そのほかにも県道4本が村内の東西南北に通り、村の中央部を東の幹線道路から西の幹線道路まで結ばれている幹線村道をはじめ、集落内を結ぶ各種村道が通っている。

(2) 鉄 道

本村を通過する鉄道はJR飯田線があり、国道153号の東側を南北に並行して走り、南は豊橋市から東海道本線へ、北は辰野町を経て岡谷市から中央本線にそれぞれ結ばれている。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の少子高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害に対する対応力の低下が窺われ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

特に、次に掲げるような事項については十分な対応を図るよう努める。

- 人口増による農村地帯の都市化、人口の密集の進展に伴い、災害に強い都市構造に努めるとともに、防災に配慮した土地利用を進め、危険地域等の情報公開、建築物等の安全確保策等を講ずるよう努める。
- 人口増に伴う要配慮者については、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において十分な配慮が必要である。
- ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設を災害から防御する施策に努めるとともに、補完的機能の充実に努める。
- 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

このため、自主防災組織等の充実・強化に努め、これを単位として多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底に努める。

第3 南箕輪村の災害履歴

○ 地震災害履歴

年代(西暦)	月	規 模	被 害 内 容
永享5年(1433)	9	M 7 <	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応7年(1498)	8	M 8 . 4	東海沖の巨大地震で、上伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年(1586)	1	M 7 . 8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、上伊那でも土砂災害があつた。
寛文2年(1662)	5	M 7 . 6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄16年(1703)	11	M 8 . 0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永4年(1707)	10	M 8 . 4	東南海沖震源の最大級の地震。伊那の被害は歴史上最大。落石等多数発生。
享保3年(1718)	7	M 7 . 0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩、跳び石で死者50余。中央構造線の活動。
享保10年(1725)	7	M 6 . 5	諫訪、高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政1年(1854)	11	M 8 . 4	安政東海地震。伊那で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年(1891)	10	M 8 . 0	濃尾地震。最大級の直下型地震。伊那でも地面に亀裂など。山崩れ多数。
大正12年(1923)	9	M 7 . 9	関東大震災。伊那地方で壁に亀裂。
昭和19年(1944)	12	M 7 . 9	東南海地震。伊那は震度4。落石で伊那線が不通になった。
昭和59年(1984)	9	M 6 . 8	長野県西部地震。伊那地方は震度4.

※M=マグニチュード

(資料：南箕輪村防災調査報告)

○ 風水害履歴

年代(西暦)	月	被 害 内 容
昭和9年(1934)	9	室戸台風、家屋全壊2戸、半壊100戸
昭和25年(1950)	6	梅雨前線豪雨により洪水、天竜川氾濫により北殿地区被害甚大。
昭和34年(1959)	9	伊勢湾台風(台風15号)により、村内全域に被害あり。
昭和36年(1961)	6	梅雨前線集中豪雨により、村内全域に被害あり。
	9	台風18号により、村内被害を受ける
平成18年(2006)	7	梅雨前線豪雨により、村内各地に床上、床下浸水などが発生。上伊那、諫訪地方に土砂災害等で甚大な被害をもたらす。

(資料：南箕輪村防災調査報告書)

第5節 被害想定

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸性地震(直下型)と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

本計画において想定する地震は、平成25、26年度の2か年で実施された県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画などの基礎資料とする。

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

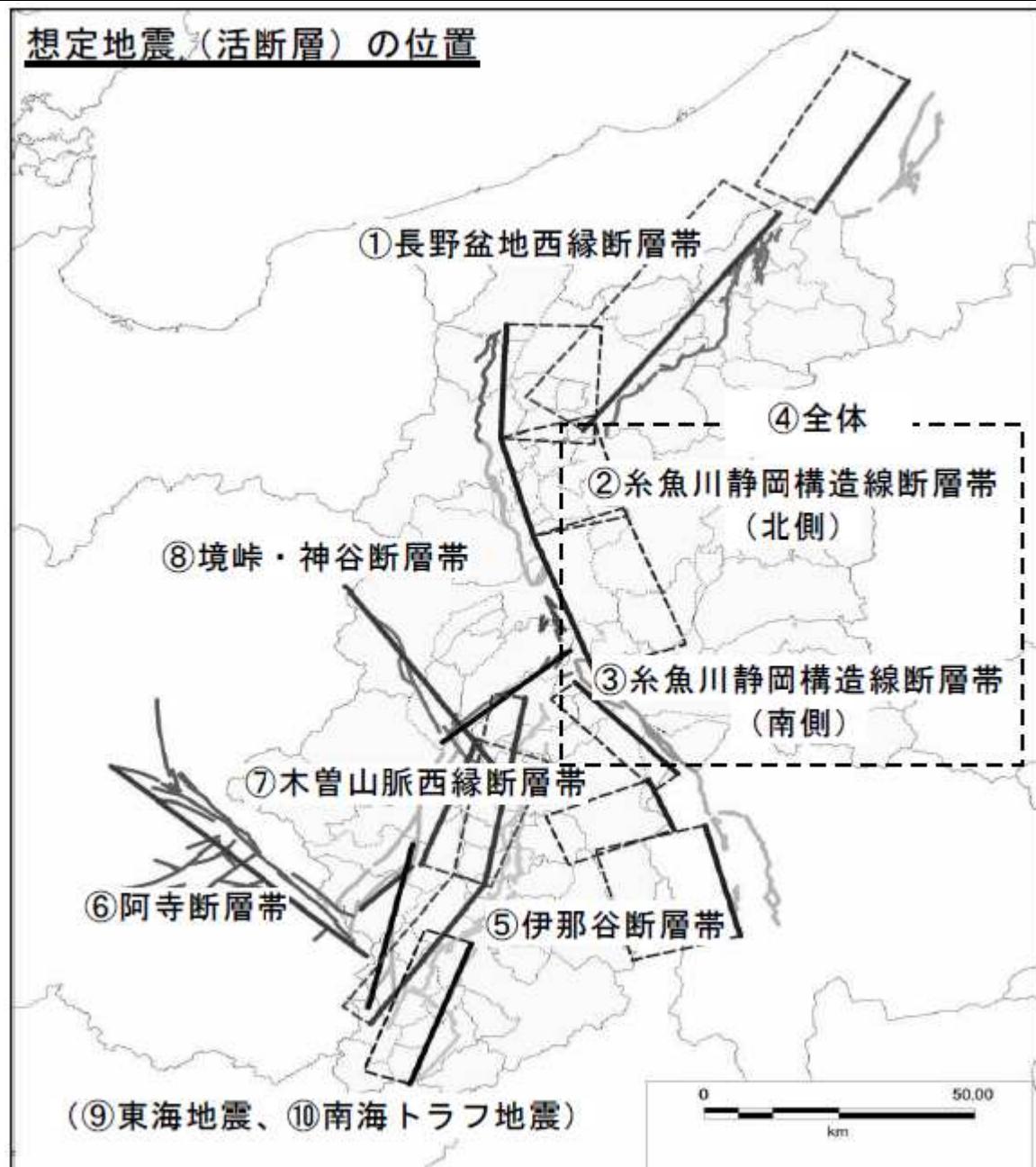
長野県において過去に被害をもたらした地震や、主要な活断層の分布状況、調査時点での科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定。

○ 想定地震の諸元

想定地震の諸元

地震名	長さ (km)	マグニチュード		想定ケース*
		M _J	M _w	
長野盆地西縁断層帯 の地震 ①	58	7.8	7.1	4ケース
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体 ②	150	8.5	1ケース
	北側 ③	84	8.0	
	南側 ④	66	7.9	
伊那谷断層帯(主部) の地震 ⑤	79	8.0	7.3	4ケース
阿寺断層帯(主部南部) の地震 ⑥	60	7.8	7.2	2ケース
木曽山脈西縁断層帯(主部北部) の地震 ⑦	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部) の地震 ⑧	47	7.6	7.0	4ケース
想定東海地震 ⑨		8.0	8.0	1ケース
南海トラフ巨大地震 ⑩		9.0	9.0	基本、陸側ケース

陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震(南海トラフ巨大地震)では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。



※長野県地域防災計画より抜粋

○被害想定

	伊那谷断層	糸静線北側	糸静線南側	木曽山西脈縁断層	境峠神谷断層	阿寺断層	長野盆地断層	東海地震	南海トラフ
□計測震度 (最大)	7	4	6弱	6強	6強	5強	4	5弱	6弱
□液状化の危険性	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■建物被害 (単位:棟)

□全壊棟数	200	0	40	110	10	0	0	※	40
□半壊棟数	870	0	350	590	130	0	0	※	380

■出火・延焼被害

□出火件数 (単位:件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
□焼失棟数 (単位:棟)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■人的被害 (単位:人) ※表中*はわずか、() 観光客数

□死者数	30(20)	0(0)	*(*)	20(10)	*(*)	*(*)	0(0)	*(*)	*(*)
□負傷者数	150(*)	0(0)	50(*)	100(*)	20(*)	*(*)	0(0)	10(*)	80(10)
□重傷者数	90(*)	0(0)	30(*)	50(*)	30(*)	30(*)	0(0)	*(*)	40(*)
□自力脱出困難者数	60(*)	0	10(*)	30(*)	10(*)	10(*)	0(0)	0	0
□避難者数 (最大)	2,980	0	1510	2280	780	0	0	40	1620

■生活関連支援

□上水道断水人口	14,280	0	12660	13690	10680	0	0	0	1260
□下水道支障人口	13,830	860	11940	12900	10020	870	860	3040	7040
□都市ガス停止戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
□停電軒数	6,660	0	5710	6260	4790	*	0	1180	5710

■物資不足 (1日後) ※表中、正の数は充足数・負の数は不足

□食料 (食)	170	1420	1070	690	1320	1420	1420	1420	1050
□飲料水 (リットル)	△ 34330	500	20610	28470	11950	500	500	△ 480	△ 21910
□毛布 (枚)	△540	150	△40	△260	90	150	150	150	△50

平成27年3月6日に公表された第3次長野県地震被害調査結果

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いむらづくり

(全 課)

第1 基本方針

本村における構造物、施設等について、防災基本計画及び東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画・南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業計画に基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いむらづくりを行う。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 主な取組み

- 1 地震等の耐震性の確保、村土保全機能の増進等地震に強い村土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いむらづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

伊那谷は、東は南アルプス、西は中央アルプスに挟まれた地域で伊那盆地といわれ、盆地にはアルプスから流出した砂、礫、泥が堆積した沖積層をつくっている。その上には火山灰によるローム層をのせている。その後、断層の動きで河岸段丘が成立し、アルプスから流れ出す川によって典型的な田切り地形を形成している。

過去、地震被害の記録はないが、伊那谷には多くの活断層があり、将来直下型地震による大きな被害が予想されるため、地震災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 総合的、広域的な計画の策定に際しては、地震災害から村土及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

- (ウ) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模以外の地震について国が策定した地震防災戦略を踏まえ、「被害想定を」参考に減災目標及び地震防災対策の策定に努め、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策の推進に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

主な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

2 地震に強いむらづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、一層地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したむらづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 地震に強い都市構造の形成

a 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

b 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急対策の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

(イ) 建築物の安全化

a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関する社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。

b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

d 建築物における天井材等の非構造部材の落下防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、究明・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道その他の水道等、電気、ガス、石油、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

b 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。

c コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

(エ) 地質、地盤の安全確保

a 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(カ) 災害応急対策等への備え

a 災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の活用を図る。

c 「道の駅」大芝高原を地域の防災拠点として活用し、その機能強化に努める。

d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

e 民間事業者に委託可能な災害対策に関する業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

f 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

g 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

h 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

イ 【上伊那広域消防本部及び村が実施する計画】

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラーフィルタ等の災害に対する安全性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急対策の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

(イ) 建築物の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関する社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、究明・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから上下水道その他水道等、電気、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

b ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

c 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図るものとする。

d コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

(エ) 地質、地盤の安全確保

施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図るものとする。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設やボイラーフィルタ等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

- b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の活用を図る。
- c 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
- e 民間事業者に委託可能な災害対策に関する業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- f 病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

(全 課)

第1 基本方針

災害時においては各機関ができるかぎり早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測に努める。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報を、住民に周知するとともに、災害時の被害予測に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。
- 4 国県及び防災関係機関への報告体制の充実

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

本村においては、河川情報センターによる気象情報の収集体制、防災行政無線放送による住民への広報体制及び現地との無線通信体制が整備されている。情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

今後、更に施設の整備充実と訓練体制の強化を図っていくことが必要である。

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ住民への災害関係の広報要領など情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年通信訓練を実施する。

(ウ) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした村内における防災行政無線等によるネットワークの整備について研究する。

(エ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用について研究する。

(オ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、国、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

イ 【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

2 情報の分析整理

県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等災害関連情報の収集蓄積に努めるとともに、長野県河川砂防情報ステーションやパソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の周知に努める。また、蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成、活用を図り、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保**(1) 現状と課題**

本村においては、昭和60年度に整備した同報系・移動系防災行政無線が、行政、消防団等の伝達活動を中心に大きな役割を果たしており、住民への周知に大きな力を発揮している。過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり、不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり、情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

村では、平成22・23年度に防災行政無線のデジタル化を図り、また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備も行った。

なお、住民への通信手段の核となる行政防災無線の設備には、非常用電源(稼働時間36時間(燃料タンク満タン時))を併せて整備し、防災中枢機能を果たす施設となる南箕輪村役場庁舎には、平成28年度に自家発電装置(稼働時間通常約72時間(燃料タンク満タン時)、軽油供給の場合は供給量に応じて稼働継続可能)が再整備されている。

(2) 実施計画**【村が実施する計画】**

ア 各地区と庁舎(災害対策本部)との双方向間の無線通信体制等の強化を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。

イ 携帯局、車載局の配備計画に基づき、移動系防災行政無線の運用強化を図る。

ウ 他の防災関係機関との通信の確保のための消防無線(県内共通波)について、県全体での動向を踏まえて設備の更新を図る。

エ 災害対策本部となる役場庁舎の非常用電源設備について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行う。

オ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

カ 衛星携帯電話、携帯電話、行政移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

-
- キ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
 - ク 地震情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、レアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持するよう努める。

第3節 活動体制計画

(全 課)

風水害等対策編第2章第4節「活動体制計画」を準用する。

第4節 広域相互応援計画

(全 課)

風水害等対策編第2章第5節「広域相互応援計画」を準用する。

第5節 救助・救急・医療計画

(総務課・健康福祉課・消防署・消防団・奉仕団)

風水害等対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」を準用する。

第6節 消防・水防活動計画

(総務課・消防署・消防団)

風水害等対策編第2章第7節「消防・水防計画」を準用する。

第7節 要配慮者支援計画

(総務課・健康福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会)

風水害等対策編第2章第8節「要配慮者支援計画」を準用する。

第8節 緊急輸送計画

(総務課・建設水道課・交通安全協会)

風水害等対策編第2章第9節「緊急輸送計画」を準用する。

第9節 障害物の処理計画

(産業課・建設水道課)

風水害等対策編第2章第10節「障害物の処理計画」を準用する。

第10節 避難の受入活動計画

(総務課、地域づくり推進課、健康福祉課、子育て支援課、財務課、建設水道課、教育委員会、社会福祉協議会)

第1 基本方針

大規模災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じる恐れがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変更に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県及び村が実施する計画】

- (ア) 県及び村は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。
- (イ) 上伊那地域振興局及び村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
- (ウ) 伊那保健福祉事務所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。
- (エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。
- 県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

イ 【村が実施する計画】

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

村は、各地区の自主防災組織と連携し、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し日頃から住民等へ周知徹底に努める。またどの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努める。

(イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

b 高齢者等避難を伝達する判断基準及び伝達方法

c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(a) 給食措置

(b) 給水措置

(c) 毛布、寝具等の支給

(d) 衣料、日用品の支給

(e) 負傷者に対する救急救護

f 指定避難所の管理に関する事項

(a) 避難収容中の秩序保持

(b) 避難住民に対する災害情報の伝達

(c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(d) 避難住民に対する各種相談業務

g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(a) 平常時における広報

○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

○防災行政無線放送、ケーブルテレビ放送、有線放送等住民に対する巡回指導

○防災訓練

(b) 災害時における広報

○無線放送、ケーブルテレビ放送、有線放送、広報車等による広報

○避難誘導員による現地広報

○住民組織を通じた広報

(ウ) 避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、市町村地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- (イ) 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努め、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。
 - a 家の中でどこが一番安全か
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や老人の避難はだれが責任を持つか
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路はどこにあるか
 - e 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出し袋はどこにおくか
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか

g 昼の場合、夜の場合の家族の分担

- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

エ 【企業において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制の整備に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所をあらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 指定緊急避難場所は資料編に掲げるとおりとする。

- (イ) 村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

- (ウ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (エ) 村が全般的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮するものとする。
- (カ) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 関係機関においては、管理施設についての指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置がとることができ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(イ) 指定避難所内の一般的なスペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保健施設、障害者支援施設等や協定締結施設を福祉避難所とする。

(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置をとることが講じられており、また、災害が派生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- (オ) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (ク) 村が全般的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- (コ) 避難所の感染症対策については、風水害等対策編第3章第16節「保健衛生・感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線 等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当と保健福祉担当が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
また、必要な場合は、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設にう努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテイション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPGガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

- (セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。
- (ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- (ツ) マニュアルの整備に当たってマニュアル作成、訓練を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等普及に努める。この際住民への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。
特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮する。
- (ナ) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- (ニ) 災害発生時に、必要に応じて大芝公園内の宿泊施設等を避難所として利用できるよう、あらかじめ施設管理者と連携を図る。
- (ヌ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。
- (ネ) 各指定避難所の運営者は避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、村の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に

周知徹底とともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅及び応急仮設住宅等の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住宅に被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要になる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、指定緊急避難場所、指定避難所との整合性を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

エ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅供給方法等については、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ 周辺市町村が被災し、要請をしてきた場合、利用可能な公営住宅棟の情報を提供する。

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者

の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、区、自主防災会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要があるものの把握に努めるものとする。

6 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校(以下この節において「学校」という)においては、児童、生徒の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し学校の実態に即し、避難先、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてる。

ア 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成する。なお、この計画作成にあたっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会(以下「村教委」という。)に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

（ア）防災計画には、概ね次の事項を定める。

- a 地震対策に係る防災組織の編成
- b 地震に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
- c 村教委、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法及び伝達方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力(施設、設備の開放等)

- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 震災後における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

(イ) 施設、設備の点検管理

学校における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間(教室、昇降口、階段等)や遊具等が地震の作用によりどのように破損しやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適當か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、庁務室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応する。
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応する。

7 保育園における避難計画

(1) 現状及び課題

地震災害等が発生した場合、保育園においては、園児の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、保育園長は、園児等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)が実施する計画】

実施計画については、前項5「学校における避難計画」に準じて実施し、学校長を保育園長、児童生徒を園児、教育委員会を子育て支援課、教職員を保育園職員、学校を保育園

に置き換えて、適切な対策を行う。なお、この計画作成にあたっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

第11節 食料品等の備蓄・調達計画

(健康福祉課、産業課)

【住 民】

風水害等対策編第2章第12節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

第12節 給水計画

(建設水道課)

【住 民】

風水害等対策編第2章第13節「給水計画」を準用する。

第13節 生活必需品の備蓄・調達計画

(健康福祉課)

【住 民】

風水害等対策編第2章第14節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

第14節 危険物施設等災害予防計画

(総務課・産業課・消防署・消防団)

【事業所】

風水害等対策編第2章第15節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第15節 電気施設災害予防計画

(総務課)

【電力会社】

風水害等対策編第2章第16節「電気施設災害予防計画」を準用する。

第16節 上水道施設災害予防計画

(建設水道課)

第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の地震に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保、耐震化を図る。

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業者としての村は、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、共同溝設置等の研究が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定(資料編参照)により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

【水道事業者としての村が実施する計画】

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- a 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用等により、施設整備の推進する。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- c 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- d 復旧資材の備蓄を行う。
- e 避難所等災害時の拠点となる施設の情報を反映した水道管路図等の整備を行う。

第17節 下水道施設等災害予防計画

(建設水道課)

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急・復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用の資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳等の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

- 1 新耐震基準に基づく施設整備、安全性の向上

(1) 現状及び課題

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

- 2 緊急連絡体制、被災時の応急・復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、応急・復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との間で広域応援協定や民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- ウ 応急・復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

下水道台帳、浄化槽台帳等の適切な調製、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等は、住民の生活に欠くことのできないライフゲインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被害を受けた場合においてもライフゲインとしての

機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替体制の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第18節 通信・放送施設災害予防計画

(総務課)

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 村として緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 通信・放送施設を有する関係機関と連携し、地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の震災対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【村・各機関において実施する計画】

通信の途絶等が予想されるため、有線・無線系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、アマチュア無線クラブ等団体と協力体制を図りながら、アマチュア無線等あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

本村においては、昭和60年度に整備した移動系、同報系防災行政無線が、役場職員や消防団員等の伝達活動を中心に大きな役割を果たしている。また、年々整備を図ってきた同報系防災行政用屋外子局も住民への周知、情報発信に大きな力を発揮している。

平成22・23年度には防災行政無線のデジタル化整備を行い、併せて施設の増強による同報系・移動系無線の充実強化を図ったところである。

また、広域での応援体制のための消防無線(県内共通波)も整備されており、設備の適切な管理運営が必要となっている。

なお、デジタル化整備時に、防災行政無線の自家発電装置(稼働時間約36時間(燃料タンク満タン時))を整備し、平成28年度には、災害対策本部となる南箕輪村役場庁舎の、非常用蓄電池(稼働時間12時間)及び自家発電装置(稼働時間通常約72時間(燃料タンク満タン時)、軽油供給の場合は供給量に応じ連続稼働が可能である)の再設備を行った。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 各地区と庁舎(災害対策本部)との双方向間の無線通信体制等の強化を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。
- イ 携帯局、車載局の配備計画に基づき、移動系防災行政無線の運用強化を図る。
- ウ 他の防災関係機関との通信の確保のための消防無線(県内共通波)について、県全体での動向を踏まえて設備の更新を図る。
- エ 災害対策本部となる役場庁舎の非常用電源設備について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行う。
- オ また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、(ア)～(エ)の設備も含め、整備・更新にあたっては、設備の耐震性など災害予防対策を考慮して行う。

3 電気通信設備災害予防

(1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス(震度6)を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害時における住民等に対しての情報提供等の観点から、平常時から緊急連絡先等について東日本電信電話㈱等の電気通信事業者との連携を図る。

イ 【東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱が実施する計画】
非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

(ア) 建物・鉄塔および端末機器等の耐震対策

a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施する。

- b 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。

(イ) 電気通信設備の停電対策

- a 予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図る。

- b 移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

(ウ) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。

(エ) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。

(オ) 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。

(カ) 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。

(キ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

(ク) 被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

(ケ) 危機管理、復旧体制の強化

- a 社内情報連絡ツールの充実

- b 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

(コ) 電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

第19節 災害広報計画

(総務課)

風水害等対策編第2章第20節「災害広報計画」を準用する。

第20節 土砂災害等の災害予防計画

(総務課、産業課、建設水道課)

【住民】

第1 基本方針

本村においても、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、地震に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため、国、県、村等関係機関が中心となり、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂警戒区域等には、原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害を生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定の促進を図る。
- 4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本村は、地質構造の特異性から天竜川河岸段丘地域を中心に地すべり危険箇所等が存在しており、地すべり等防止法に基づく地すべり防止地域に指定されている箇所(第4編資料53)がある。

長野県より 指定された土砂災害警戒区域(58箇所)、土砂災害特別警戒区域(46箇所)のうち地すべりに係る危険区域と重複している箇所があり、住民に防災対策等の推進、周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）

プ等) を配布しその他必要な措置をとる。また、地すべり危険箇所を住民に周知する。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の状況を把握するため、定期的に施設点検を行う。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。

ウ 【住民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深める。

2 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ、防災マップ等を配布しその他必要な措置をとる。
- (ウ) 地滑り災害の発生の発生する恐れがある場合に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握する。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路の確認をしておく。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて指定された急傾斜地崩壊危険区域について、急傾斜地の崩壊による被害の軽減に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップを配布しその他必要な措置をとる。
- (ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。
- (エ) 農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、村等に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路の確認をしておく。

4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

現在、要配慮者利用施設は災害危険箇所には存在していない。

また、新たな要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に立地した場合、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図っていく。
- イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、あらかじめ定めておくものとする。

5 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本村では、土砂災害警戒区域(土石流及び急傾斜地に係る区域)として平成19年9月27日に指定され、現在は58箇所、土砂災害特別警戒区域(土石流及び急傾斜地に係る区域)も46箇所が指定されたが指定された区域内には住宅や事業所等も存在している。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 住民へ、土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。
- イ 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - b 劝告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- ウ 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 土砂災害に関する情報及び気象警報の伝達方法
 - b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路
 - c 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - d 警戒区域内に、社会福祉施設・学校・医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称所在地
 - e 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - f 救助に関する事項
 - g その他警戒避難に関する事項
 - h 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップを作成し、住民に周知する。

【住民等が実施する計画】

平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく村、警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し自主避難等、避難行動ができるよう努める。

6 大規模土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命および身体を保護するために、県、国、市町村が実施する大規模土砂災害対策について定める。

【村及び関係機関が実施する計画】

- ア 関係機関との情報共有体制の整備

- a 村は、県又は国からの土砂災害緊急情報を受け、**避難指示**等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や指定緊急避難所等を示したハザードマップの作成、住民等への伝達方法など、警戒避難体制の整備に努める。
 - b 村は、国及び県と協力し、地震に伴い発生する大規模な土砂災害発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図る。
 - c 平常時から関係機関と基礎情報を共有する等の情報交換を行い、連絡体制を確立する。
 - d 関係機関との災害時応援協定を締結するなど災害発生時の体制整備を図る。
- イ 大規模土砂災害に関する防災教育、啓発
- a 関係機関と連携して大規模土砂災害に関する講習会等を開催し、教育・啓発を行う。
 - b 関係機関と連携して大規模土砂災害に対応した防災訓練を実施する。

第21節 防災都市計画

(総務課、建設水道課)

第1 基本方針

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は年々増大しており、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 市街地における火災を予防するため、防火地域、準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間(オープンスペース)の整備を一層推進する。

第3 計画の内容

1 公共建築物及び建築物の不燃化の促進

(1) 現状及び課題

本村は人口増加等に伴い、各地域で様々な建築物が密集しており、火災被害の発生及び延焼拡大のおそれが大きい。これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

この防火地域等は、都市計画法に基づき定められた防火地域、準防火地域と建築基準法第22条により指定された区域からなる。

こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等にすることとされている。

中心地で、土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地形成を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域、準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

(イ) 建築基準法第22条区域の指定

防火地域、準防火地域以外の市街地においても指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を図る。

(ウ) 都市計画に基づく住環境整備事業計画等を策定する。

2 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

村におけるオープンスペースについては、農業振興地域の規制等により、農地等が多く、まだまだ確保はされているが、建築物が密集している地域においては、近年の土地開発により、徐々にオープンスペースが減少している。

このため、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

- ア 地区、日常生活圏、地域全体といった生活活動の広がりのレベルに応じた都市施設の系統的かつ配置と安全性の確保
- イ 高齢者等の災害時援護者に対する安全性の確保
- ウ 街路整備における、幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した交通ネットワークの形成

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市計画の積極的な整備に努める。
- (イ) 村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路設備に努める。
- (ウ) 都市計画法に基づく住環境整備事業計画等を策定する。

第2節 建築物災害予防計画

(全 課)

【建築物所有者】【文化財管理者】

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、村民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準(昭和56年)以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、計画的な耐震診断の実施、診断の結果必要に応じて耐震改修等を行う必要がある。なお、村が所有し、昭和56年以前に建築された施設について、指定避難所となる公共施設及び学校・保育関係施設については、全ての施設で耐震診断を行い、計画的に耐震改修を実施してきたところである。平成29年1月現在、耐震改修が必要な施設は、残り村公民館の1施設となり、この施設についても今後耐震改修を計画している。

また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

村有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、必要に応じて、耐震診断、耐震改修を行う。また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。また、公共施設等における天井等の非構造部材の点検、診断及び改修について実施するよう努める。

(イ) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(ウ) 緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

(イ) 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 耐震診断、耐震改修のための支援措置

a 住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はこれらの制度の普及促進に努める。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

(ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の天井等の非構造部材、外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

イ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】

(ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

(イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における文化財(資料編参照)建造物においても、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村(教育委員会)が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

イ 【所有者が実施する計画】

(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

(イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第23節 道路及び橋梁災害予防計画

(産業課、建設水道課)

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動(供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震)に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の地震に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

- 1 道路及び橋梁の地震に対する整備、耐震性の向上

(1) 現状及び課題

大地震が発生すると、道路は法面崩壊、路肩崩壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の損壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

それぞれの施設の整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。

- 2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機

関と相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村地域防災計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・村の協定等に協力するものとする。

第24節 河川施設災害予防計画

(産業課、建設水道課)

第1 基本方針

河川施設は、地震の発生に伴い破堤等につながることが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川の整備を行う。
- 2 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

河川施設災害予防

1 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に、洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

2 実施計画

【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図る。

第25節 ため池災害予防計画

(産業課)

第1 基本方針

村内には2か所の農業用ため池があり、築造後かなり年月を経過したと推定され、老朽化しているものもある。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損傷が甚だしいものもある。大規模地震によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。

このため、適切な維持管理や管理体制についてため池管理者を指導するとともに耐震不足が確認された施設については耐震工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の被災する恐れがあるため池について対策に取り組む。

施設機能の適切な維持・補強に向けた対策として、ため池など所有者などの合意を得て、廃止の推進や、決壊した場合に人的被害を与える恐れがある施設は耐震対策を推進する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

本村におけるため池は、資料編のとおりである。また、ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか受益のなくなった旧農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、大規模地震発生時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、適切な維持管理や耐震対策を講じていく必要がある。

2 実施計画

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は県に報告する。

イ ため池管理者と村との緊急連絡網を作成するものとする。

ウ 集中豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

エ ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

第26節 農・林・水・畜産物災害予防計画

(産業課)

【住 民】

第1 基本方針

地震による農林産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培、花木栽培施設、果樹支柱の損壊、農産物出荷貯蔵施設、農産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするために、予防技術対策の充実と普及、生産・流通・加工施設の安全性の確保及び適地適木の原則を踏まえた森林の整備を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。
- 2 村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農・水・畜産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農産物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術の周知徹底を図る必要がある。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数を経過している施設もあり、施設管理者による耐震診断と補強工事が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

農業農村支援センター、農協、その他農業関係団体等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

村と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- (イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

震災による立木の倒木防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在を留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- (イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において事業者が施設管理を適切に行うよう指導するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。(中部森林管理局)
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
- (ウ) 関係業界は、県、村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 村が計画的に行う森林整備に協力するものとする。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第27節 二次災害の予防計画

(全 課) (消防署)
【事業所】

第1 基本方針

地震発生時に被害を、最小限を抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士(以下「応急危険度判定士」という。)の受入体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

- 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

[道路・橋梁関係]

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

[建築物や宅地関係]

【村が実施する計画】

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

[道路・橋梁関係]

ア 【村が実施する計画】

それぞれの計画の定めるところにより整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

関係機関それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[高圧ガス関係]

高圧ガス貯蔵所、販売所及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう消費者に対する啓発、広報活動も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【村、上伊那広域消防本部、村消防団本部が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

イ 【危険物取扱事業所が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 危険物施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化促進
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[高圧ガス関係]

ア 【高圧ガス事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施

(イ) 高圧ガス貯蔵施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持

(ウ) ガス漏えい防止のため、ホームのブロック化及びロープかけ段積みをしない等の転倒防止措置の実施

(エ) 近隣の住民に対して、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底

[液化石油ガス関係]

ア 【液化石油ガス施設事業者等が実施する計画】

(ア) 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏えい事故が発生することのないよう、一般消費者の容器について転倒の防止措置を徹底するものとする。

(イ) 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への者の落下による火災の発生、ガスマータ一下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する耐震自動ガス遮断器(マイコンメーターSを含む)を設置するものとする。

(ウ) 地震発時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。特に、学校・病院等の公共施設、地すべり・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。

(エ) 地震発時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

[毒物劇物関係]

ア 【毒物劇物業務上取扱者等が実施する計画】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤の設置等の整備

(イ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

(ウ) 毒物劇物営業所及び業務上取扱者の劇物劇物取扱責任者の研修会等への積極的参加

(エ) 毒物劇物貯蔵施設耐震性の向上

(オ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、洪水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、河川整備をさらに進めていく必要がある。

また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことではないが、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 河川管理施設の耐震性を向上させる。

(イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ 【ダム管理者が実施する計画】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所(土砂災害危険箇所)をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 情報収集体制の整備

イ 警戒避難体制の整備

ウ 大規模土砂災害発生時の発生時の土砂災害緊急情報に基づく警戒避難対応

エ 県、国との協力・支援体制の整備

第28節 防災知識普及計画

(全 課)

【住民】【自主防災組織】

【事業所】【施設管理者】

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、村、防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、県、村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校、保育園における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップ、災害ハザードマップの作成・配布等のより実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座（出前講座等）及び各種広報資料等を利用して、次のような活動を行う。

- a 3日分の食料、飲料水」、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- c 地震及び津波に関する一般的な知識
- d 警報等や、避難指示等の意味や内容
- e 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- f 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識
- g 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- h 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- i 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- j 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- k 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- l 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- m 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
- n 正確な情報入手の方法
- o 要配慮者に対する配慮
- p 男女のニーズの違いに対する配慮
- q 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- r 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- s 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- t 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- u 避難生活に関する知識
- v 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- w 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

x 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識

- (a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
- (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- (c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
- (d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識

y 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

z 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。

a a 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

- (イ) 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震の恐ろしさを体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。
- (ウ) 災害時の行動マニュアル、防災マップ、災害ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、災害時住民支えあいマップ、地区防災計画等の作成への指導・助言を推進する。
- (オ) 上記の災害ハザードマップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。その際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策を講じる。
- (キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ 【自主防災組織等が実施する計画】

- (ア) 災害ハザードマップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、災害ハザードマップ等の作成への協力や地区防災計画の作成のほか、危険箇所のパトロール、災害時住民支えあいマップ作成・更新を推進するものとする。
- (イ) 防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加、防災リーダー、防災士の育成及び、多様な世代や女性の参画ができるような環境整備等により、組織の充実強化を図る。

(ウ) 各種防災訓練や防災に関する啓発活動の実施により、地区内の防災意識の向上を図る。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

エ 【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

(ア) 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認

(イ) 発災時の連絡方法

(ウ) 幼児や高齢者等要配慮者の避難についての役割の確認

(エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

(オ) 備蓄食料の試食及び更新

(カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(キ) 災害ハザードマップや災害時住民支えあいマップ等の作成への協力

(ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

オ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小中学校及び保育園（以下この節において「学校」という）において園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)が実施する計画】

ア 学校においては、大規模災害にも対処できるように村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施する。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 地震及び津波に関する一般的な知識

イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識

ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

- エ 職員等が果たすべき役割と行動
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第29節 防災訓練計画

(総務課)

【住 民】 【事業所】

風水害等対策編第2章第30節「防災訓練計画」を準用する。

第30節 災害復旧・復興への備え

(全 課)

風水害等対策編第2章第31節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第31節 自主防災組織等の育成

(総務課)

風水害等対策編第2章第32節「自主防災組織等の育成」を準用する。

第3 2節 企業防災に関する計画

(産業課)

【事業所】

第1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自ら自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(B C P)を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るために、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- (イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
- (ウ) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。**

イ 【企業が実施する計画】

- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(B C P)を策定・運用するよう努める。
- (イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を実施するなど事業継続マネジメント (B CM) の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策に協力するよう努める。
- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (オ) 災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るように努める。

第33節 ボランティア活動の環境整備計画

(総務課・健康福祉課・社会福祉協議会)

風水害等対策編第2章第33節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

第34節 災害対策基金等積立及び運用計画

(総務課・財務課・会計室)

風水害等対策編第2章第34節「災害対策基金等積立及び運用計画」を準用する。

第35節 震災対策に関する調査研究及び観測

(総務課)

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、情報等について指導を受ける必要がある。

第2 主な取組み

村は、県・各関係機関と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

【村が実施する計画】

- ア 村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、過去に実施した防災アセスメントや過去の災害履歴等を整理し、防災マップ、災害ハザードマップ等としてその結果を明らかに公表する。
- イ 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

第36節 観光地の災害予防計画

(総務課・産業課)

風水害等対策編第2章第37節「観光地の災害予防計画」を準用する。

第37節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(総務課)

【住民】

風水害等対策編第2章第38節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

・第39節 飼養動物の保護対策

(民生部)

【住民】

風水害等対策編第2章第39節「飼養動物の保護対策」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

(災害対策本部全部)

風水害等対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する。

第2節 非常参集職員の活動

(災害対策本部全部)

風水害等対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」を準用する。

第3節 広域相互応援活動

(総務部)

風水害等対策編第3章第4節「広域相互応援活動」を準用する。

第4節 ヘリコプターの運用計画

(災害対策本部全部)

風水害等対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」を準用する。

第5節 自衛隊の災害派遣

(災害対策本部全部)

【住 民】

風水害等対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」を準用する。

第6節 救助・救急・医療活動

(総務部・民生部・消防部・奉仕部)(消防署)
【自主防災組織】【住民】

風水害等対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

第7節 消防・水防活動

(総務部・民生部・建設水道部・消防部)(消防署)
【事業所】【自主防災組織】

風水害等対策編第3章第8節「消防・水防活動」を準用する。

第8節 要配慮者に対する応急活動

(総務部・民生部・住民部・消防部・ボランティア部)(消防署)
【自主防災組織】【住民】

風水害等対策編第3章第9節「要配慮者に対する応急活動活動」を準用する。

第9節 緊急輸送活動

(総務部・産業部・建設水道部・交通部)

風水害等対策編第3章第10節「緊急輸送活動」を準用する。

第10節 障害物の処理活動

(建設水道部)

風水害等対策編第3章第11節「障害物の処理活動」を準用する。

第11節 避難の受入及び情報提供活動

(災害対策本部全部)
【自主防災組織】【住民】

第1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者について十分考慮する。

特に、要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在している場合は、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難指示を適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 良好的な避難生活の確保のために、避難所の整備に努める。
- 5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び村は、速やかな応急住宅の確保に努める。
- 7 村、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

- 1 避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合は、住民に対して避難指示を行う。

避難指示を行う場合は、関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行ったときは、速やかにその内容を住民に周知する。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 実施機関

実施事項	機 関 等	根 拠 法	対象災害
<u>避難指示</u>	村 長 水防管理者	災害対策基本法第60条 水防法第29条	災害全般 洪水
同上	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
同上	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
同上 避難所の開設、収容	自衛官 村 長	自衛隊法第94条	同上 同上

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり県知事が行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

イ 避難指示の意味○ 「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示及び報告、通知等

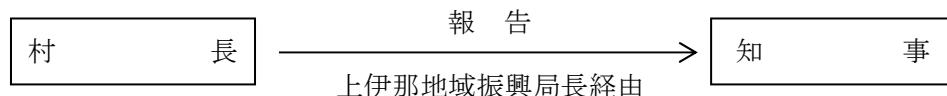
(ア) 村長の行う措置

a 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は避難場所を指示し、早期に避難指示を行う。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告(災害対策基本法第60条)



(報告様式は資料編による)

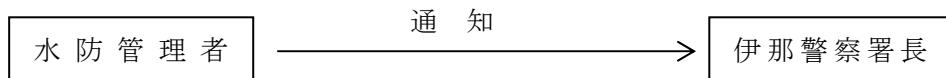
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者として行う措置

a 指示

洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知(水防法第29条)



(ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示(地すべり等防止法第25条)

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長からの要求のあつたときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

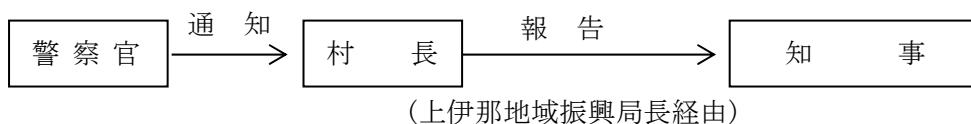
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務遂行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

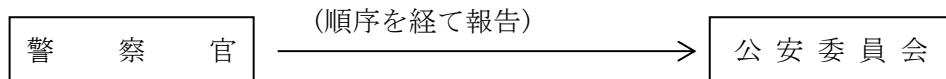
- (e) 避難関係情報の伝達等を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c)による場合(災害対策基本法第61条)



- (b) 上記 a (d)による場合(警察官職務執行法第4条)

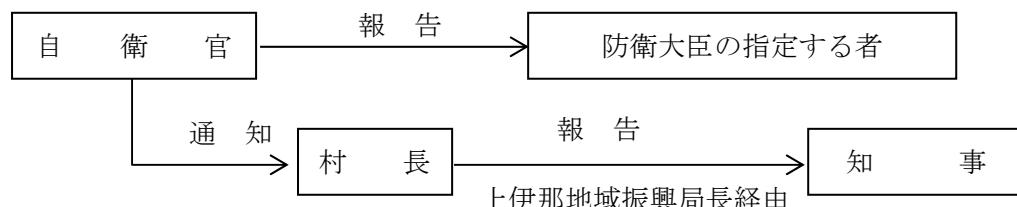


(才) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告(自衛隊法第94条)



エ 避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難指示を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。
避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) 県及び村は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、レアラート(災害情報共有システム)広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(カ) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によつては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、区、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

ク 村有施設における避難活動

災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 村長、村職員(災害対策基本法第63条)

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員(水防法第21条)

(ウ) 消防吏員、消防団員(消防法第23条の2、第28条)

(エ) 警察官(上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合)

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

(災害対策基本法第63条第3項—村長又はその職権を行う者がその場に居ない場合に限る)

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示と異なる点は、次の3点である。

- (ア) 避難指示が対的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。
- ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。
- エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示を行った場合は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 【上記1(2)アの実施機関が実施する計画】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、緊急指定避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- b 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 学校長、保育園長及び施設の管理者は、村長からの避難指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させる。

他の要領については、学校長、保育園長及び施設の管理者は予め定めておくものとする。

- g 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行う。

- h 村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

- i 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本村において処置できないときは、上伊那地方事務所を経由して県へ応援を要請する。
状況によっては、直接隣接市町村、警察署等と連絡して実施する。
- j 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
- k 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じ最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導する。

(エ) 避難時の指導

避難員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。

イ 【住民が実施する計画】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、前項同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の避難生活を支援するために避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉非暗所として開設するように努めるものとする。健康福祉課長ま

たは財務課長は、避難所の開設の必要と認められるときは、村長に報告しその命令により当該地区の自主防災会長、地区避難所を担当する職員に指示し開設する。管理運営は当該地区の自主防災会長、区長及び役員、地区避難所を担当する職員の協議に基づいて行う。

- (イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (オ) 避難所を開設したときは、その旨を公表し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- (カ) 避難所における正確な情報の伝達、食料及び水の提供、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d ボランティア
 - e 他の市町村
 - f 避難所運営について専門性を有した外部支援者
- (キ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている避難者等に係る把握に努める。
- (ケ) 避難の長期化する場合は、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に特に配慮する。
- (コ) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿・ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努める。

(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(シ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜間わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(ソ) 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障がい者用携帯便器等の供給等、要配慮者に配慮した設備、機器等の整備を行う。

b 介護用品、育児用品等要配慮者の必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(a) 介護職員等の派遣要請

(b) 在宅福祉サービスの実施

(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

e 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

(タ) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村の地域防災計画をふまえ適切な対策を行う。

a 学校が避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用される場所について優先順位等を定めておく。

- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ村に協力するものとする。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。
- c 幼児、児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児、児童生徒の避難場所を明確に区分する。

(チ) 避難指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していく。

避難が長期間に渡る場合、避難者数の状況を見はからい、段階的に、候補地としての村民体育館等への集約を行う。ただし、当該施設が被災により使用困難な場合は、代替施設の検討を行う。

(ツ) 子育て支援課及び保育園長は、前項（サ）に準じて実施し、学校長を保育園長、学校を保育園、教職員を職員、児童生徒を園児に置き換えて、適切な対策を行う。

(テ) 村災害対策本部は、避難所の収容人員の報告に基づき、必要な食糧等を調達し、直ちに各避難場所に配給する。副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達は、第12節「食糧品等の調達供給活動」による。

(ト) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。

(ナ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を來した場合、県職員等の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。

(ニ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(ヌ) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

(ネ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(ノ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い要配慮者から優先的に、被災者の受入れを行う。

- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部と連携をとり、被災者救援に協力する。
- a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供(炊き出し、救援物資の輸送等)
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、村に提供するものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

住民は、避難所の管理運営について村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 広域避難の対応

a 協議等

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ 【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

6 応急仮設住宅及び住宅等の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

災害救助法が適用された場合は県を要請し、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。なお、応急仮設住宅の仕様、入居者の決定等については、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 利用可能な公営住宅を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

- (イ) 応急仮設住宅の建設用地は村所有グラウンド等とするが、更に建設する場合は、公共施設、駐車場、農地等も含めて避難場所との整合を図りながら、次の事項を考慮して確保する。
- a 教育施設(学校、保育園等)内は避けること
 - b 飲料水が得やすいこと
 - c 保健衛生上適当であること
 - d 交通の便を考慮すること
 - e 住居地域と隔離していないこと
- (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
- (エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- オ 被災周辺の利用可能な公営住宅等を把握し、情報提供を行う。
- カ 応急仮設住宅への入居

(ア) 入居基準

仮設住宅への入居者の選定にあたっては以下の項目を満たす者とする。

- a 「住居の全焼、全壊または流出等によって、居住する住居がない被災者」
- b 「自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者」

入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要援護者への配慮をする。

(イ) 入居者の選定方法

入居者の選定にあたっては、選考委員会を設置する。選考委員会は、以下の世帯区分の優先順位に従い選定する。

表3-12-2 入居者の選定基準

優先順位	入居者の選定基準
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者(65歳以上)だけの世帯 ・障がい者のいる世帯 <p>ここでいう障がい者とは、以下の事項に該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳1・2級所有者、療育手帳Aランク該当者。 ・精神的障害があり、保健所長が発行する特別障がい者の証明書を有する者。(障がい年金1級受給者並びに「障がいの状況に関する証明書」の特別障害者) ・特定疾病の患者等で障がい年金1級受給者。 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭(子どもが18才未満)
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者(65歳以上)のいる世帯 ・乳幼児(3才以下)のいる世帯 ・妊婦のいる世帯 ・18才未満の子どもが3人以上いる世帯

第3順位	病弱者(日常生活を営むうえで介助を必要とする方)のいる世帯
第4順位	その他の世帯(上記の3つの区分に当てはまらない世帯)

(ウ) 選考委員会の構成

入居者の選考委員会は、原則として以下の者により構成する。

- a 村の関係課
 - ◎建設水道課長、○総務課長、健康福祉課長、子育て支援課長、財務課長
- b 各区の長及び自主防災組織の長
- c 民生・児童委員
 - (※◎は委員長、○は副委員長)

キ 応急仮設住宅の管理運営にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤獨死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。

7 被災者等への的確な情報提供

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。

(イ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。

(ウ) 村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(エ) 村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は

情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも提供を行うなど、適切に情報提供がされるよう努める。

(オ) 県及び村は、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(カ) 県及び村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパー
マーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施設に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(イ) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第12節 食料品等の調達供給活動

(民生部・住民部・産業部・ボランティア部・奉仕部)

【住 民】

風水害等対策編第3章第13節「食料品等の調達供給活動」を準用する。

第13節 飲料水の調達供給活動

(建設水道部)

【住 民】

風水害等対策編第3章第14節「飲料水の調達供給活動」を準用する。

第14節 生活必需品の調達供給活動

(民生部・住民部・ボランティア部)

風水害等対策編第3章第15節「生活必需品の調達供給活動」を準用する。

第15節 保健衛生・感染症予防活動

(民生部)

【住 民】

風水害等対策編第3章第16節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。

第16節 行方不明者・遺体の搜索及び処置等の活動

(総務部・民生部・住民部・消防部・消防署)

風水害等対策編第3章第17節「行方不明者・遺体の搜索及び処置等の活動」を準用する。

第17節 廃棄物の処理活動

(民生部・建設水道部)

【住 民】

風水害等対策編第3章第18節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第18節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

(総務部・民生部・産業部)

【住 民】

風水害等対策編第3章第19節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

第19節 危険物施設等応急活動

(総務部・産業部・消防部・消防署)

【事業所】

風水害等対策編第3章第20節「危険物施設等応急活動」を準用する。

第20節 中込区ガス施設応急活動

(総務部・建設水道部)

【住 民】 【ガス事業者】

風水害等対策編第3章第21節「電気施設応急活動」を準用する。

第21節 電気施設応急活動

(総務部)

【電力会社】

風水害等対策編第3章第22節「電気施設応急活動」を準用する。

第22節 上水道施設応急活動

(建設水道部)

風水害等対策編第3章第23節「上水道施設応急活動」を準用する。

第23節 下水道施設等応急活動

(建設水道部)

【住民】

風水害等対策編第3章第24節「下水道施設等応急活動」を準用する。

第24節 通信・放送施設応急活動

(総務部)

風水害等対策編第3章第25節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

第25節 災害広報活動

(総務部)

風水害等対策編第3章第26節「災害広報活動」を準用する。

第26節 土砂災害等応急活動

(総務部・産業部・建設水道部)

【住民】【自主防災組織】

第1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

(ア) 関係機関との情報共有

a 関係機関との情報共有

速やかな応急復旧を実施するため、被害の状況や二次災害の可能性等について、国、県との情報共有を図る。

b 国、県及び関係機関の把握している災害の状況や被害の状況等に関する情報を積極的に収集する。

(イ) 協力・支援要請

a 大規模な災害が発生又は発生のおそれがあり、被害の状況又は予測される災害の規模等から、村単独では十分な応急復旧活動が困難な場合、「大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定」により、災害対策用資機材の提供及び土砂災害の専門家の派遣等について、国及び県に対して支援を要請する。

b 支援要請をする場合、円滑な支援活動に資するよう受け入れ体制を確立する。

(ウ) 連絡調整会議の開催

a 大規模な土砂災害等が発生した場合、村のみでは対応が困難であり、国、県、村等が特に緊密な連絡調整を行いつつ対策を行う必要がある。そのため、大規模土砂災害等の発生時は、国、県、村等の関係機関の担当者等で構成される大規模土砂災害等調整会議を設置する。

b 大規模土砂災害等調整会議は、国、県、村等が連携して災害対応を行うために必要な次の事項を調整する。

- 災害情報等の共有に関すること。
- 各機関の役割分担に関すること。
- 住民の安全確保に関すること。
- 緊急点検及び応急対策に関すること。
- ヘリ調査、リエゾン派遣及び受入
- テックフォース及び防災エキスパート受入
- 防災GISの活用
- その他、必要な事項の調整に関すること。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

2 地すべり応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。
- (イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (ウ) 必要に応じて國の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合はこれに迅速に従う。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 必要に応じて避難指示等の措置をとるものとする。
- (イ) 必要に応じて國の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(ウ) 災害の危険が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合はこれに迅速に従う。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて高齢者等避難の伝達、避難指示等の処置を講じる。

(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(エ) 災害の危険が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

第27節 建築物災害応急活動

(災害対策本部全部)

【建築物所有者】【文化財管理者】

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するためには避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導とともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、村営住宅、学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

(イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講じる。

(ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 速やかに被害の状況を把握し、被災住宅の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講じる。
- (イ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (ウ) 必要に応じ、住宅事業者等の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

イ 【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【村(教育委員会)が実施する対策】

- (ア) 村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。
- (イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。
- (ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

イ 【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。
- (エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や村教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第28節 道路及び橋梁応急活動

(総務部・産業部・建設水道部・交通部)

風水害等対策編第3章第29節「道路および橋梁応急活動」を準用する。

第29節 河川施設応急活動

(総務部・建設水道部)

風水害等対策編第3章第30節「河川施設応急活動」を準用する。

第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(災害対策本部全部)

【建築物所有者】【事業所】

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物等に係る二次災害を防止するため応急危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

- 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 建築物・宅地関係

被災した建築物・宅地について余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

イ 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 建築物・宅地関係

(ア) 【村が実施する対策】

a 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速に判定作業を行えるよう、次の事項を整備する。

(a) 応急危険度判定士の派遣要請

(b) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定

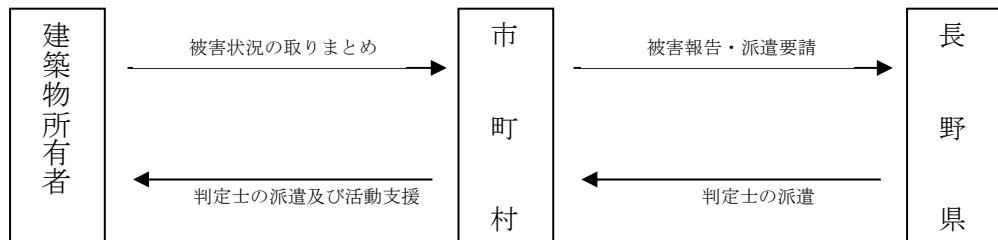
(c) 被災地域への派遣手段の確保

(d) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

b 必要に応じて建築物所有者等と協力して、倒壊等の危険のある建築物及びその周辺への立入禁止等の措置をとる。

c 民間の建築物所有者に対して応急危険度判定士の診断を受けることの指導を行う。

d 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。



(イ) 【建築物の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとるものとする。

イ 道路及び橋梁関係

【村が実施する対策】

村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 高圧ガス関係

高圧ガス貯蔵施設等は、地震後の火災、爆発、漏えい等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

ウ 液化石油ガス関係

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

エ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 【村が実施する対策】

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(イ) 【上伊那広域消防本部及び村が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

b 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

c 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(ウ) 【関係機関(危険物施設の管理者等)が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

e 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

f 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

イ 高圧ガス関係

(ア) 【高圧ガス施設事業者等が実施する対策】

- a 災害時に、高圧ガス貯蔵施設等に関係者以外が立ち入らないように従業員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
- b 施設の保安責任者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び消防機関に通報する。
- c 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれがある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。
- d 貯蔵所または充填容器が危険な状態となったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
- e 漏えいガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。
- f 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し、人命の安全を図る。
- g 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

(イ) 【上伊那広域消防本部及び村が実施する対策】

(ウ) 【高圧ガス運送者が実施する対策】

- a 災害状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気に近づけないようにする。
- b 輸送している容器が危険な状態になったときは、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また通行者に対する交通遮断をし、安全な場所に退避させる。
- c 必要に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

ウ 液化石油ガス関係

(ア) 【村が実施する対策】

村は、関係機関と協力して、住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

(イ) 【上伊那広域消防本部が実施する対策】

上伊那広域消防本部は、発災時にガスの元栓を閉める等、住民に対し広報活動を実施する。

(ウ) 【(社)長野県L Pガス協会が実施する対策】

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するものとする。

(エ) 【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

エ 毒物劇物関係

(ア) 【村が実施する対策】

a 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

b 飲料水汚染のおそれがある場合は、関係機関と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行う。

(イ) 【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

b 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

c 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健福祉保健所、警察署及び消防機関へ連絡するものとする。

(b) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健福祉保健所、警察署、消防機関及び村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のため応急工事を実施する。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ 必要に応じて水防活動を実施する。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るために措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 県等が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- (イ) 大規模土砂災害発生時の土砂災害緊急情報に基づく警戒避難対応

イ 【長野地方気象台が実施する対策】

長野地方気象台が発表する大雨警報等、及び長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、余震、豪雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

第31節 ため池・畑地かんがい施設災害応急活動

(産業部)

風水害等対策編第3章第32節「ため池・畑地かんがい施設災害応急活動」を準用する。

第32節 農・林・水・畜産物災害応急活動

(産業部)

【住 民】

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水畜産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農・水・畜産物災害応急対策

(1) 基本方針

ア 被害を受けた作物の技術指導は、農業農村支援センター及び農業団体等の協力を得て行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

イ 被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 農業農村支援センター及び農協、農業団体等関係機関と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を上伊那地域振興局に報告する。

(イ) 農業協同組合等関係機関と連携を取り、農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

(イ) 被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努めるものとする。(中部森林管理局)

(イ) 村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第33節 文教活動

(教育部)

第1 基本方針

小学校、中学校等(以下この節においては「学校」という)は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動を行うとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助

第3 活動の内容

- 1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

校長は地震発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動を行う。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)が実施する対策】

校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動搖を防ぎ、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとり、その旨を速やかに村教育委員会に連絡する。

ア [第一次避難場所への避難誘導]

- a 被害状況を把握し、適切な緊急避難指示を与え、児童生徒を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- b 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

イ [第二次避難場所への避難誘導]

- a 第一次避難場所が危険になった場合は、村長が指定する避難場所施設等、より安全な場所(第二次避難場所)に児童生徒を誘導する。
- b 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先がわかるように掲示しておく。

- c 第二次避難場所に到着次第、速やかな児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに避難状況を県教育委員会、村及び関係機関に報告または連絡する。

ウ 児童生徒等が在校していない場合の措置

地震発生により、校舎等学校施設の安全性に危惧がある場合、通学路等の安全が図られない場合、多数の児童生徒等や教職員が被災している可能性がある場合などは、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知する。

エ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- a 児童生徒等の帰宅は、地震後の通学路の状況を把握し、沿道の建物等の火災・倒壊・落下などの危険性がないと判断されるときに限り、適切な下校方法を検討した上で決定する。
- b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- c 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)が実施する対策】

- ア 村(教育委員会)は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

a 学校施設・設備の確保

- (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図る等の総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

c 学校給食の確保

学校給食物資(小麦粉、米穀、牛乳等)の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、村教育委員会へ連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、村と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

(a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。

(b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

学校給食物資(小麦粉、米穀、牛乳等)の補給に支障をきたしているときは、村教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与及び就学援助等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供等を行う。

(2) 実施計画

【村(教育委員会)が実施する対策】

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は教育事務所を経由して県教育委員会にあっせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め実施する。

第34節 ボランティアの受け入れ体制

(民生部・奉仕部・ボランティア部)

風水害等対策編第3章第35節「ボランティアの受け入れ体制」を準用する。

第35節 義援物資及び義援金の受け入れ体制

(総務部・民生部・ボランティア部)

風水害等対策編第3章第36節「義援物資・義援金の受け入れ体制」を準用する。

第36節 災害救助法の適用

(総務部)

風水害等対策編第3章第37節「災害救助法の適用」を準用する。

第37節 観光地の災害応急対策

(総務部・産業部)

風水害等対策編第3章第38節「観光地の災害応急対策」を準用する。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

(全 課)

【住 民】

風水害等対策編第4章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

(全 課)

風水害等対策編第4章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第3節 計画的な復興

(全 課)

【住 民】

風水害等対策編第4章第3節「計画的な復興」を準用する。

第4節 資金計画

(全 課)

風水害等対策編第4章第4節「資金計画」を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

(全 課)

風水害等対策編第4章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6節 被災中小企業等の復興

(産業部)

風水害等対策編第4章第6節「被災中小企業等の復興」を準用する。

第7節 被災した観光地の復興

(産業部)

風水害等対策編第4章第7節「被災した観光地の復興」を準用する。

第5章 東海地震等に関する事前対策活動（地震防災強化計画）

(災害対策本部全部)

第1節 総 則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)について、東海地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱」のとおりである。

第2節 東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

(災害対策本部全部)

第1 東海地震に関する情報時の体制

東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報(以下「地震予知情報等」という)が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、配備体制をとり、次の業務を行う。

- 1 地震予知情報等の収集・伝達及び防災対応等に関する広報
- 2 地震災害警戒本部設置の準備
- 3 地震防災応急対策の準備、また警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- 4 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受け入れの準備や物資、資機材等の確認
- 5 管理している施設の緊急点検
- 6 学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

第2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発令されたときは、南箕輪村地震災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。

- 1 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- 2 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- 3 村内における地震防災対策の実施

第3 地震防災応急対策要員の参集及び配備計画

- 1 地震予知情報等の種別と活動体制として、村長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制及び東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、その情報の内容に応じ以下の活動体制をとる。

表5-2-1

情報の種類	活動体制	配備職員	活動内容
<u>東海地震に関する調査情報（臨時）</u>	東海地震観測体制(東海地震情報収集連絡体制)または(通常時の第1配備)	総務課 防災担当職員 その他各課等の長が予め定めた職員	①連絡要員の確保 ②東海地震観測情報の収集及び伝達 ③その他情報収集
東海地震注意情報(東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)	東海地震注意体制	各課等の長が予め定めた職員または全職員(通常時の警戒体制の参考範囲を決定した後に決定)	①東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ・住民に対する適切な広報 ②地震災害警戒本部設置の準備 ③地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	全職員	①地震災害警戒本部の設置 ②地震予知情報等の収集及び伝達 ③地震防災応急対策の実施 ・村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び県への報告 ・村内における地震応急対策の総合調整及び推進

※「地震予知情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震観測情報の内容をその他これらに関連する情報」をいう。なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）のみの発表は行われないとされている。

2 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震観測情報等の収集に積極的に努め、参考に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、伝達を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参考する。また、本節に定める事項以外の職員の参考に関する事項については、風水害等対策編第3章第3節「非常参考職員の活動」を準用する。

- 3 参集場所は、南箕輪村役場会議室とする。
ただし、災害状況等に応じて、適切な場所に警戒本部を設置する。
- 4 安心情報である旨も併せて明記された東海地震観測情報が発表された時、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を解除する情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。

第4 地震災害警戒本部の設置

村長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに南箕輪村地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

警戒本部は、南箕輪村役場講堂に置く。ただし、災害状況等に応じて、適切な場所に警戒本部を設置する。

第5 警戒本部の組織及び運営

1 地震災害警戒本部の設置

(1) 地震災害警戒本部の設置基準

村長は、警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条に基づき、南箕輪村地震災害警戒本部を設置する。

(2) 南箕輪村地震災害警戒本部の組織

本部の組織は、南箕輪村地震災害警戒本部設置条例の定めるところによるが、緊急に各部に渡る事務を行う必要があることから、災害対策本部の一般災害体制に緊急活動体制の地区拠点班の機能を併せ持つ組織とする。また、警戒本部の事務掌握は「南箕輪村災害対策本部事務分掌」(資料編参照)を準用する。

2 地震災害警戒本部の職務・権限等

本部の職務・権限、本部員会議等その他設置に関する事項については、風水害等対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」の災害対策本部に係る部分を準用する。警戒本部の組織は「南箕輪村地震災害警戒本部等」を準用する。

資料編

- ・南箕輪村地震災害警戒本部条例
- ・南箕輪村地震災害警戒本部運営要領
- ・南箕輪村災害対策本部組織及び事務分掌

第6 防災関係機関の体制

1 東海地震に関する情報時の体制

各機関は、東海地震観測情報、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行う。

- (1) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (2) 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- (3) 管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画に予め定めておく。

また、その所掌事務について発災時に備えての準備を行う。

第3節 情報収集伝達計画

(災害対策本部全部)

第1 地震予知に関する情報等の伝達

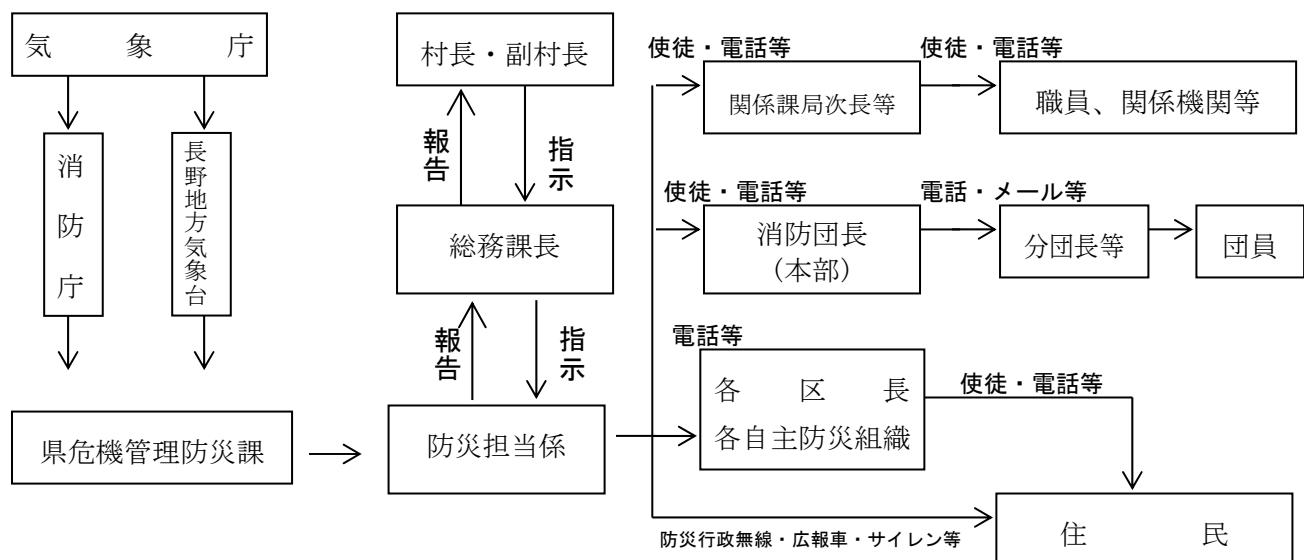
情報の収集・伝達は、全ての地震防災応急対策の根幹となることから、村及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図ることを基本とする。

特に、地震予知情報及び警戒宣言等の伝達については、迅速かつ的確に行う。

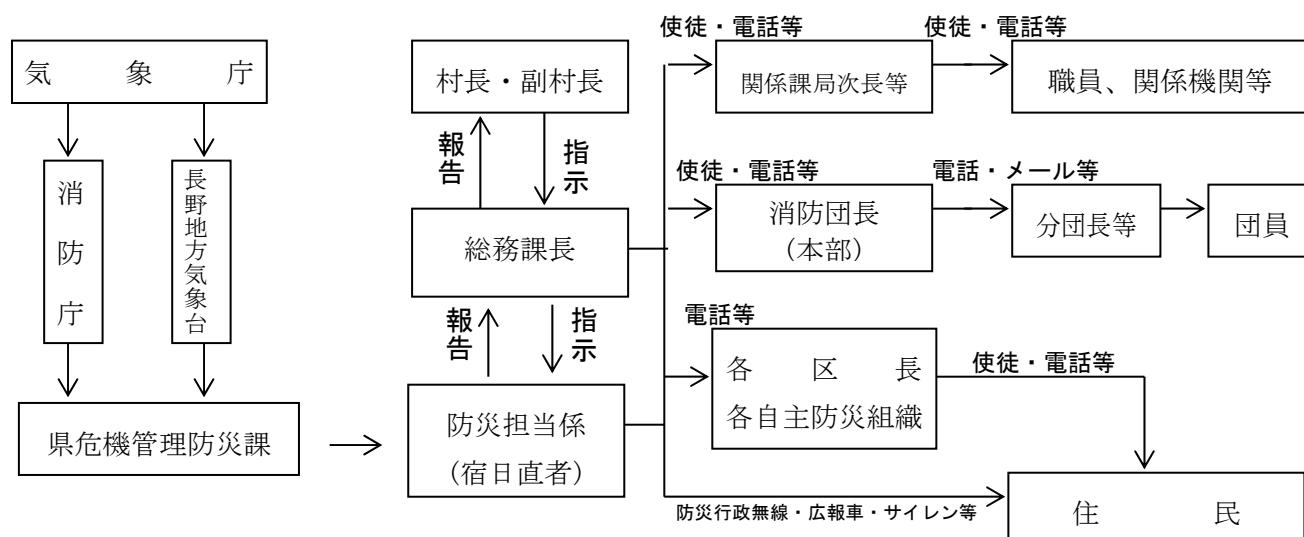
1 東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(2) 伝達要領

ア 勤務時間内における要領

(ア) 県危機管理防災課から伝達された東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報気象予警報は、総務課が受領する。

(イ) 防災担当者及び総務課は(ア)により東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受領したときは、(1)のアの伝達系統により直ちに通知する。

(ウ) 村防災行政無線、広報車、サイレン等により全村放送し、住民へ伝達する。

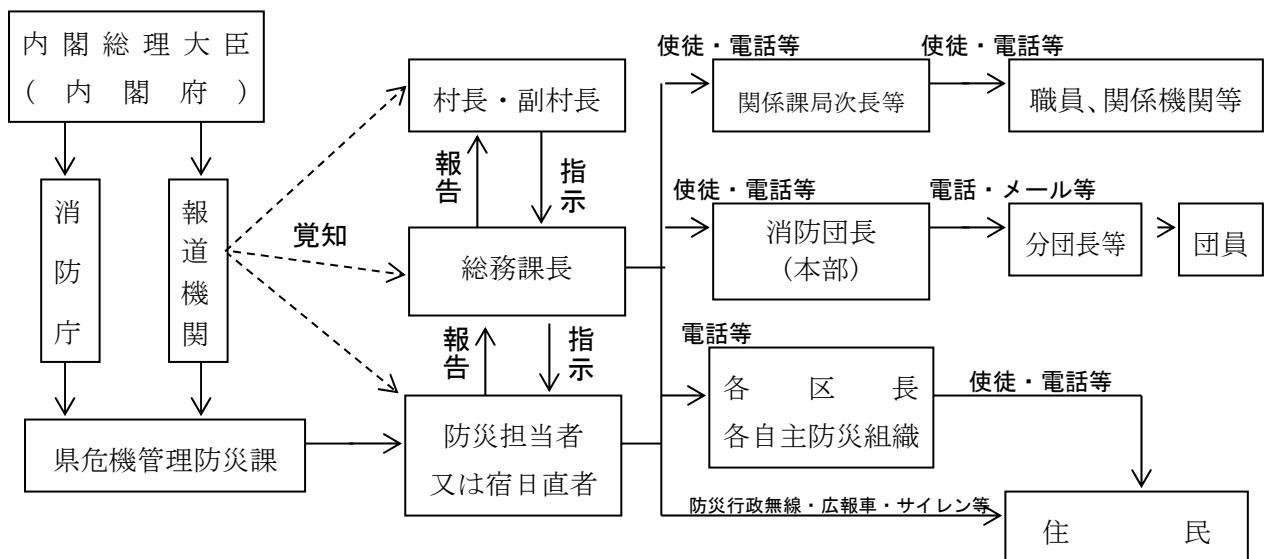
イ 勤務時間外における要領

(ア) アの(ア)に準じ東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受領したときは、(1)のイの伝達系統により通知する。

(イ) 村防災行政無線、広報車、サイレン等により全村放送し、住民へ伝達する。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

ア 警戒宣言は内閣総理大臣が報道機関を通じて発表するので、県からの連絡あるいは報道により覚知する。なお、発表前に警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を総務課長が受理した場合は、前項(1)の伝達系統図に準じて住民及び自主防災組織等に周知する。

イ 警戒宣言発表後、県より警戒宣言文及び地震予知情報等の通知を受理した総務課長は、直ちに系統図に従い村長へ報告するとともに、指示に基づき村防災行政無線、広報車、サイレン等により住民へ周知する。

ウ 村警戒本部員、その他の職員へは、庁内放送設備による一斉放送により伝達するとともに、必要な資料を配布する。アにより通知を受けた場合は、警戒宣言が発せられた時点で1の(2)の要領により通知・全村放送する。

第2 応急対策実施状況等の収集・伝達

村は、県、防災関係機関と相互に連絡をとり、警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。なお、村警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりとする。

- 1 病院の診療状況
- 2 主要食料等の在庫状況
- 3 電話等の疎通状況、利用制限の状況
- 4 避難、救護の状況、観光客数、避難施設となる施設の運営状況、スーパー等店舗の営業状況
- 5 保育園、小中学校の保育、授業実施状況及び社会福祉施設の状況
- 6 列車、バス、道路等の運行状況、旅客の状況
- 7 飲用水確保体制の状況
- 8 その他必要とされる状況

【参考】「東海地震に関する情報」の発表基準等

情報名称	プレスリップ（前兆すべり）に沿った変化が観測された場合
東海地震 【予知情報】	<p>【発表基準】：（警戒宣言発令とほぼ同時に発表） 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合 （東海地域における歪計3箇所以上での有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合等）</p> <p>【解除基準】：（警戒解除宣言発令とほぼ同時に発表） 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合 （東海地震が発生した場合、または、東海地震における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等）</p>
東海地震 【注意情報】	<p>【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 （東海地域における歪計2箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等）</p> <p>【解除基準】 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合 （東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合）</p>
東海地震 【観測情報】	<p>【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合 （東海地域における少なくとも歪計1箇所で有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が想定震源地域内またはその近傍で発生した場合で、東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等）</p> <p>【下記の場合は、「安心情報である」旨も併せて明記する】</p> <p>①東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合 東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったとみとめられた場合等、または、地震は発生しているが、特段の地殻変動が観測されていない（プレスリップに沿った変化と判断されない）こと、かつ、地震活動が順調に減衰する傾向であること、が認められた場合等</p> <p>②発生した地震が直ち東海地震に関連性がないと判断できる場合</p>

注：「安心情報である」旨も併せて明記した「東海地震観測情報」は、この情報をもって一連の「東海地震観測情報」を終了させる場合にも発表される情報。

第3 応急対策実施状況等の収集伝達

県、村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

1 村において収集する情報

村が行う対策のための情報の収集先と内容については、次表のとおりとする。

5-3-1 村における情報の収集先と内容

情 報 収 集 先	情 報 の 内 容	収集担当
□① 気象庁(長野地方気象台) 内閣府 危機管理防災課 上伊那地域振興局等県現地機関	□ 東海地震関連情報 □ 東海地震に関連する情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 □ 警戒宣言・警戒解除宣言 □ 気象情報 □ 国・県の警戒本部・支部の設置・廃止	災害対策本部 総務部
□② 情報収集班 区及び自主防災組織	□ 避難・収容状況 □ 自主防災組織活動状況	災害対策本部 住民部
□③ 伊那建設事務所 中日本高速道路㈱ 中部地区飯田管理事務所	□ 交通規制状況	災害対策本部 総務部 建設水道部 交通部
□④ 上伊那広域消防本部 南箕輪村消防団本部	□ 警防本部設置情報 □ 警防本部活動情報	総務部 消防部
□⑤ 長野県警察本部 伊那警察署	□ 交通規制情報 □ 住民の混乱状況 □ 犯罪発生等、治安状況	総務部 建設水道部 交通部
□⑥ 伊那バス株式会社 東海旅客鉄道(株)飯田支店	□ J R、バス運行・乗客対応状況 □ 交通機関情報	総務部 建設水道部
□⑦ 他市町村・近隣市町村	□ 応急対策実施状況	災害対策本部 総務部
□⑧ 伊那中央病院 近隣市町村病院 村内医療機関	□ 医療救護班等の編成準備・待機状況 □ 医薬品、医療資機材確保状況 □ 輸血用血液等確保状況 □ 重症入院患者対応状況 □ 外来受付医療機関の状況	民生部
□⑨ 南箕輪村建設水道課 上伊那広域水道企業団 給水・水道施設	□ 応急給水体制準備状況 □ 上・下水道施設応急対策実施状況	建設水道部
□⑩ 長野県トラック協会 流通業者	□ 物資の在庫調達可能量 米穀 □ " 生活必需品 □ " 生鮮食料品、副食	民生部 産業部
□⑪ 緊急輸送関連	□ ヘリポート準備状況 □ 車両確保準備状況	総務部
□⑫ 南箕輪村教育委員会	□ 児童・生徒引き渡し状況 □ 住民の避難状況	教育部
□⑬ 社会福祉施設	□ 施設の避難実施状況 □ 入所園児の引渡状況	民生部 ボランティア部
□⑭ 災害対策本部における各部 共通事項	□ 各部の応急対策実施状況	災害対策本部 全部

2 県・関係機関に対する報告等

長野県地震災害警戒本部・関係機関への報告は、次表を参考に関係する情報を、長野県防災行政無線により上伊那地方事務所等県関係機関を通じて報告する。

表5-3-2 県警戒本部が収集する主な情報

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護医療班の出動体制	病院管理者ー市町村ー保健福祉事務所ー県警戒本部(衛生部)
金融機関の営業状況	金融機関ー長野財務事務所ー県警戒本部(危機管理部) (農協ー市町村ー地方事務所ー県警戒本部)(農政部) (労働金庫ー県警戒本部)(社会部) (その他の金融機関ー地域振興局ー県警戒本部) (危機管理部)
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野地域センターー県警戒本部(農政部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R各社ー県警戒本部(企画部)
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社ー県警戒本部(企画部)
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者ー県警戒本部(危機管理部)
救護医療班の出動体制	日本赤十字社ー県警戒本部(衛生部) 県医師会ー県警戒本部(衛生部)
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)ー県警戒本部(建設部) 地方整備局ー県警戒本部(建設部) 市町村ー建設事務所ー県警戒本部(建設部)
緊急輸送車両の確保台数	県トラック協会ー県警戒本部(危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村ー地方事務所ー県警戒本部(危機管理部)
小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会ー教育事務所ー県警戒本部(教育委員会) その他学校ー県警戒本部(総務部)

第4節 広報計画

(総務部)

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

第2 活動の内容

県及び防災関係機関等から得た情報について、村防災行政無線、有線放送、広報車等を活用しました自主防災組織の協力を得て住民に周知する。さらに必要に応じテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を活用した広報を行う。日本国籍以外の村民(以下「外国籍住民」という)に対しては、外国語放送による対策を講じる。

1 東海地震注意情報受理時の広報

(1) 【村が実施する計画】

東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- (イ) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (ウ) 強化地域内における不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (エ) その他必要な事項

イ 県を通じた報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に要請し、テレビ、ラジオ、新聞等により住民に呼びかける。

2 警戒本部設置時の広報

(1) 【村が実施する計画】

以下の内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ、広報車等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知する。

なお、外国籍住民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。また、伊那国際交流協会等関係機関の協力を得て、広報周知する。

ア 広報内容

- (ア) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき処置
- (エ) ライフラインに関する情報
- (オ) 強化地域内外の生活関連情報
- (カ) 事業者等がとるべき措置
- (キ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (ク) 家庭において実施すべき事項
- (ケ) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (コ) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (サ) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (シ) その他必要な事項

イ 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

ウ 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に要請し、テレビ、ラジオ等により住民に呼びかける。

(2) 【防災関係機関が実施する計画】

ア 放送機関

臨時ニュース、特別番組により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

イ 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

ウ ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒体制及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

エ NTT東日本、NTTドコモ

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知する。

オ JR会社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

カ 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

キ 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の通行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知する。

ク 上下水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、下水道の状況等、発災時の対応等について住民に周知する。

ケ その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

表5-4-1 広報する主な内容

【混乱縮小のための情報】	
(1) 住民が状況を判断できるための情報	<input type="checkbox"/> ① 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言の内容 <input type="checkbox"/> ② 流言飛語の打ち消し
(2) 住民等の災害予防措置呼びかけ	<input type="checkbox"/> ① 出火予防呼びかけ(消火器の点検・火気使用の自粛) <input type="checkbox"/> ② 家具等の転倒防止措置を行うこと <input type="checkbox"/> ③ 地盤災害(地すべり・斜面崩壊)の警戒 <input type="checkbox"/> ④ 地域の自主防災活動に参加すること <input type="checkbox"/> ⑤ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること <input type="checkbox"/> ⑥ 最低3日間分程度の飲料水・非常食料の準備すること <input type="checkbox"/> ⑦ 自動車の運転を自粛すること <input type="checkbox"/> ⑧ 特に必要な外出は避けること <input type="checkbox"/> ⑨ 電話の使用を自粛すること
(3) 一般的な避難情報(避難勧告とは区別)	<input type="checkbox"/> ① 避難場所の情報 <input type="checkbox"/> ② 避難時の注意(一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報) <input type="checkbox"/> ③ 避難行動要支援者(難聴者・移動困難者等)への支援呼びかけ <input type="checkbox"/> ④ 避難時の車の使用制限
(4) 応急対策実施状況	<input type="checkbox"/> ① 行政の対応状況 <input type="checkbox"/> ② 消防団・自主防災組織等の対応状況
(5) その他	
【生活関連情報】	
(1) 医療情報	<input type="checkbox"/> ① 医療機関の受入情報 <input type="checkbox"/> ② 臨時開設された医療施設・救護所情報 <input type="checkbox"/> ③ 専門医療(人工透析等)医療機関情報
(2) ライフライン情報	<input type="checkbox"/> ① ライフライン施設の応急対策実施状況 <input type="checkbox"/> ② 代替燃料・機器に関する情報

(3) 交通・道路情報

- ① 鉄道・バス等の運行情報
- ② 道路情報(交通規制・渋滞情報)

(4) 生活の基礎情報

- ① 店舗営業情報
- ② 避難所・地域での生活情報
- ③ 通常の行政サービス情報
- ④ 各種相談窓口情報
- ⑤ 学校・保育園の休校・休園情報

(5) その他

第5節 避難活動等

(総務部・民生部・住民部・建設水道部・教育部・ボランティア部)

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとる。その際、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

また、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以上「避難対象区域」という。）における避難は、徒歩を原則とするが、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以上「車両避難対象地区」という。）については、必要最低限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

第2 活動内容

1 避難の勧告又は指示

（1）【村が実施する計画】

ア 警戒宣言時に避難勧告又は避難指示（緊急）の対象となる区域は、おおむね次の基準によりあらかじめ村長が定める地区とする。

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- (ウ) その他村長が危険と認める地区

イ 避難対象地区的住民等に広報車、防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び勧告又は指示の伝達方法等について十分徹底を図る。

ウ 警戒宣言が発せられた時、村長は、避難対象地区に避難の勧告又は指示を行い、また必要と認められる地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

- (ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所の点検及び収容準備
- (エ) 負傷者の救護準備
- (オ) 重度障がい者、高齢者等介護を要する者等避難行動要支援者の避難救護

(2) 【住民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区的住民等は、村の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難する。

2 車両による避難

(1) 【村が実施する計画】

ア 警察本部及び県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区的うち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておく。

イ 車両避難対象地域は、山間地等で避難場所までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察署と調整しておく。

ウ 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。

エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。

オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

(2) 【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、指定緊急避難場所における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 屋内避難

【村が実施する計画】

(1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地域内の住民のうち、高齢者、障がい者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、長野県地域防災計画資料編「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以上「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

(2) 指針に従い、公立小中高校等の公共施設の中から、屋内避難が、可能な施設を設定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。

(3) 屋内の避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じる。

4 要配慮者利用施設における避難対策

(1) 【村が実施する計画】

避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、上記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

- ・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- ・徒步避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(2) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、村と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて上記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ・夜間・休日を含めた連絡体制
- ・避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- ・利用者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

(1) 【村が実施する計画】

ア 避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。

イ 避難所の設置及び運営については、次により行う。

(ア) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。

また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得る。

(イ) 避難所で避難生活をする者は、避難の勧告又は指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。

(ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

(エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

(オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て行う。

(カ) 避難所には、運営のための必要な職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

(2) 【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難所の運営に関し村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるよう努めるものとする。

6 滞留旅客への対応

滞留旅客の避難対策については、事前に各事業者と十分調整しておく。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

(民生部・住民部・産業部・建設水道部)

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとし、村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあっせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達およびあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。

また、地震発生時の飲料水確保について、必要な措置を講ずる。

第2 活動内容

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 【村が実施する計画】

- ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行う。
- イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。
- ウ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。
- エ 避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。また、要請が可能となるよう、主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。
- オ 生活必需品との備蓄について、住民に対して周知する。
- カ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【長野農政事務所が実施する計画】

- ア 平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局長通知「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づく県知事との協定により県知事又は村長からの要請を受け、緊急売却の措置を講ずるものとする。
- イ 平成19年3月30日付け18総食第1327号総合食料局長通知「災害時等における乾パンの取扱要領」に基づき、知事からの要請により乾パンの調達を行い、直ちに知事に売却するものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いため等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

(1) 【村が実施する計画】

- ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- エ 応急復旧体制の準備を行う。
- オ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【住民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

(総務部・民生部)

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

第2 活動内容

1 医療救護体制の確立

地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。

(1) 【村が実施する計画】

- ア 上伊那医師会等に対し、医療救護班等の出動準備を要請する。
- イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県または関係機関に対して供給の要請を行う。
- ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。
- エ 傷病者の搬送準備をする。
- オ 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

(2) 【関係機関が実施する計画】

- ア 日本赤十字社(長野県支部)

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班等の出動に備える。

県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣するものとする。

- イ 上伊那医師会、上伊那薬剤師会、上伊那歯科医師会等

村から協力要請があったとき、又は会長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣するものとする。

- ウ 災害拠点病院等

災害に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

2 清掃、感染症予防及び保健衛生体制の確立

地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をする。

(1) 【村が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。

(2) 【住民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

(民生部・教育部)

第1 基本方針

警戒宣言発令は授業中等に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、小学校、中学校等(以上この節において「学校」という。)及び保育園においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、園児及び児童生徒(以上この節において「児童生徒等」という。)の安全確保を最優先とした対策を講ずる。なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施する。

第2 活動内容

【村(教育委員会)及び保育園が実施する計画】

児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業または学校、保育園行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間または地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校・休園とするとともに以下の事前対策を実施する。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校(または登園)しない。

なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引渡しなどの安全確保対策をとる。

- 1 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引渡しを行う。
- 2 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、危険区域内在住者等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打合せの上、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- 3 保護にあたっては不安、動搖を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人數を確実に把握し、村地震災害警戒本部へ報告する。
- 4 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保・食品アレルギーの情報等については、村地震災害警戒本部と協議の上、対策を講ずる。
- 5 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - (1) ブロック塀、橋、がけ上などの危険箇所から離れる。

-
- (2) 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - (3) 交通機関利用者については、その場の指揮者(乗務員、添乗員、車掌等)の指示により行動し勝手な行動はとらない。

6 園児の安全対策

- (1) 園児については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難所又は保育園で保護する。この場合、事前に保護者との打ち合わせの上、個々について対応の仕方を確認しておく。
- (2) 保護に当たっては不安、動搖を与えないよう配慮するものとし、保護する園児の氏名、人数を確実に把握し、村警戒本部へ報告する。
- (3) 保護した園児の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保・食品アレルギーの情報等については、村警戒本部と協議の上、対策を講じる。なお、必要に応じ、県と協議をするものとする。
- (4) 警戒宣言が保育園への行き帰り中に発令された場合に備え、保護者に対し、次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる
 - イ 保育園か自宅か近いほうに急いで避難する

第9節 消防・救急救助等対策

(総務部・消防部・消防署)

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、南箕輪村地域防災計画及び上伊那広域消防本部消防計画、村消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動も実施する。

第2 活動内容

1 【村が実施する計画】

- (1) 村防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防止のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行う。
- (5) 自主防災組織等の消防防火活動に対する指導を実施する。
- (6) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団員詰所(屯所)、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

2 【自衛隊、上伊那広域消防本部が実施する計画】

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保する。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。

3 【上伊那広域消防本部、消防団が実施する計画】

- (1) 出火防止、初期消火等の広報を行う。
- (2) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。
- (3) 消防職員及び消防団員は、東海地震注意情報・東海地震予知情報を受理した時は、村消防計画により、所定位置に参集する。
- (4) 消防本部は、地震災害警防本部(以上「警防本部」)を設置する。その編成運用は、村消防計画、上伊那広域消防本部消防計画により実施する。
- (5) 主な活動事項

警防本部は、東海地震注意情報・東海地震予知情報受理により次の活動を行う。

ア 地震予知情報等の収集、伝達及び防災広報

警防本部と地震災害警戒本部は相互に連携し、地震予知情報の収集に努め、速やかに全域に情報の伝達を行い、自主防災体制の確立を促すとともに、出火防止の呼びかけを繰り返し行う。

イ 事業所に対する応急対策の実施指導

消防長は各事業所責任者に自衛消防隊等の自主的配備を勧奨し、消防警戒体制の確立を図る。

ウ 消防団の事前配備

地震予知情報等により、地震による出火延焼拡大阻止及び重要避難路確保のため、消防団分団詰所(屯所)に参集し、村消防団本部の指示により、消防団員は所定の位置に配置する。

エ 消防団員の行動

東海地震注意情報・東海地震予知情報(警戒宣言)が発令されたことを知ったときは、伝達を待たず、速やかに消防団分団詰所(屯所)に参集する。

オ 同時多発火災の応急対策

(ア) 地震によって起こる火災を防止するため、消防署及び各分団の車両により管内を巡回し、出火予防を呼びかける。

(イ) 地震予知情報の発表に伴い、電話の混線が予想されるので、この場合も前項に準じ各車を巡回させ火災の早期発見に努めるとともに、無線または適宜の方法により速やかにその状況を分団から村消防団本部に連絡し、災害の初期鎮圧を図る。

(ウ) 消防団は、管内、地区等を巡回し、可能な限り隣接分団と連絡を密にしながら警戒する。

火災を発見した場合は、極力自力で鎮圧を図り、もし、火災規模が大きく自力のみでは消火することが困難であると判断したときは、その状況を速やかに村消防団本部に報告し、他の分団の出動を要請する。なお、隣接各分団は、現に出動している分団の管内も併せて巡回し、警戒に万全を期する。

(エ) 同時多発火災が発生した場合又は発生するおそれのある場合の火災出動は、消防長又は消防団長が行う特別命令による。

第10節 村が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

(災害対策本部全部)

第1 基本方針

地震発生時に被害軽減および円滑な応急対策の実施を図るため、東海地震注意情報・東海地震予知情報(警戒宣言)発表時に村が管理又は運営に対する施設等について実施する主な事項について定める。なお「第3章災害応急対策計画」に照らし合わせ、発災に備えた準備に万全を期す。

第2 活動内容

【村が実施する計画】

1 道 路

地震が発生した際には道路の亀裂等によって交通の不能、あるいは困難な状況になることも想定される。

また、東海地震注意情報が発せられた場合、直ちに所管する道路のうち特に危険箇所を主体的に点検及び巡視を実施し、状況把握と必要に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずる。

- (1) 緊急輸送路確保、道路警戒に必要な資機材、人員の把握、出動体制の確立
- (2) 所管道路の緊急点検及び巡視による交通の制限、工事中道路の工事中断等の措置
- (3) 避難に支障をきたす障害物の除去
- (4) 橋梁、法面等の危険箇所の点検及び安全措置

2 河川施設及びため池等

村内には天竜川、大泉川をはじめいくつかの河川が流れている。

河川堤防は大部分が整備済みであるが、大規模地震の際のコンクリート構造物への影響も考慮しておく必要がある。東海地震注意情報が発せられた場合、直ちに所管する河川施設の点検及び巡視を実施し、状況把握と必要に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずる。

また、村所管以外の河川についても併せて巡視し、必要により当該河川管理者に連絡する。

- (1) 河川等の所管施設の緊急点検及び巡視による安全措置
- (2) 管理施設の非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置
- (3) 必要に応じて、ため池から放水、用水路の断水または減水の措置
- (4) 必要に応じて、安全な場所に速やかな避難が可能な体制の確立

3 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

東海地震注意情報が発せられた場合、村が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等における施設管理者としての管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒、落上物防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用施設の点検、整備と事前配備
- (7) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータ・サーバーシステムなど重要資機材の点検等の体制
- (8) 重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

4 地震予知情報(警戒宣言)が発せられた場合の地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 警戒本部または、拠点がおかれている庁舎の管理者は、3に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、地震災害警戒本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 地震災害警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この計画に定める避難場所又は応急救護所等がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は3の掲げる措置をとるとともに、村が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

5 工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第11節 防災関係機関の講ずる措置

(総務部)

【関係機関】

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震観測情報が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合または警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するためには必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第2 活動内容

【関係機関が実施する計画】

1 電気(中部電力株式会社 伊那営業所)

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡回点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人ひとりが、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全職員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信(東日本電信電話㈱、㈱N T T ドコモ、K D D I ㈱、ソフトバンク モバイル㈱)

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言版等の運用開始に向けた準備を行うとともに、通信に混乱が発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス(ガス事業者)

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。

- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止し、現状に復する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。
- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機(ATM)等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずる。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預貯金を取扱う機関をいう。

※「路線バス会社・南箕輪村巡回バス」は「第15節 交通対策」に掲載。

5 日本郵便(株)信越支社

- (1) 日本郵便(株)信越支社は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。
- (3) 郵便事業(株)は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

(総務部・民生部・産業部)

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のため措置が必要である。

第2 活動内容

1 【村が実施する計画】

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報不足、混乱により消費者利益を損なわないため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 村内又は上伊那郡内、広域圏の流通業者との連携を図る。

2 【住民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第13節 交通対策

(総務部・建設水道部・交通部)

第1 基本方針

警戒宣言発令時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、利用者の安全確保、円滑な避難及び緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通規制等を実施する。

また、村は車両・鉄道の運行停止に伴う滞留旅客・不要不急の旅行等に対応するための措置を講じる。

なお、県、警察署、村、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

(1) 【村が実施する計画】

- (ア) 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。
- (イ) 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。
- (ウ) 中央自動車道から車が流入してきた場合、村の道路容量では対処できない場合があるので、中日本高速道路㈱及び近隣市町村と滞留旅客の対策について協議する。

[一般道]

ア 村、及び道路管理者は、次の事項について運転者等に対し周知徹底を図るものとする。

自動車運転者のとるべき措置の指導及び平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図る。

○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ・ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停止すること。やむを得ず道路において避難するときは、道路の左隅に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままでし、窓は閉め、ドアはロックさせないこと。
避難するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難のために車輌を使用しないこと。

イ 避難路及び県の指定する緊急輸送路については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の運行を禁止または制限する。

[高速自動車道路]

高速自動車国道については、車両の強化地域内への流入が制限されるとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入も制限されるので、これらの情報について住民に周知する。

(2) 【中日本高速道路㈱が実施する計画】

防災業務計画の定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

(3) 【伊那バス株式会社・村巡回バス・スクールバスが実施する計画】

ア 主要バスターMiNARU、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

イ 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停止し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

2 鉄道に関する事項

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

(1) 東海地震注意情報発表時の対応

ア 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運行状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運行計画を案内する。

イ 東海地震注意情報が発表された後、列車の運行取扱いは次のとおり実施する。

○ 旅客列車は運行を継続する。(ただし、長距離夜行列車については、強化地域への侵入を禁止する。)

○ 貨物列車は強化地域への進入を禁止する。

(2) 警戒宣言発令時の対応

ア 警戒宣言が発令されたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。

イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方自治体の定める避難所へ避難させる等必要な措置をとる。

ウ 警戒宣言発令後、列車の運行取扱いは次のとおり実施する。

○ 強化地域内への侵入を禁止する。

○ 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運行して停車する。

第14節 緊急輸送

(総務部・建設水道部・交通部)

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、村及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次とおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 【村が実施する計画】

(1) 緊急輸送の原則

ア 東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。

イ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。

ウ 警戒宣言が発表された後相当期間が経過し、村内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、県地震災害警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

エ 緊急輸送の円滑な実施を確保するため、地震災害警戒本部において調整を行う。輸送の優先順位は原則以上のとおりとする。

- (ア) 第1順位 住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
- (イ) 第2順位 地震防災応急活動を実施するため必要な輸送
- (ウ) 第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

(2) 陸上輸送

ア 緊急輸送路の確保

県が指定した緊急輸送路と村の指定道路を関係機関と連携し、標識の設置及び交通規制等必要な措置を講じる。

イ 輸送拠点の確保

予め指定された輸送拠点について、要員配置のための連絡調整及び必要な資機材等の確保等、開設に必要な準備を行う。

ウ 車両等の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

- (ア) 村有車両の一括管理による利用制限
- (イ) 車両への給油及び燃料確保のため村内燃料供給業者への協力要請
- (ウ) 民間輸送企業等からの調達

(3) 緊急輸送ルート

県は、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ強化地域内震災対策緊急輸送路を指定している。村内における県指定震災対策緊急輸送路は次のとおりである。

村内における県指定震災対策緊急輸送路

区分	路線名	起点	～	終点	指定延長(km)
第1次	中央自動車道西宮線	阿智村県境 (南箕輪村北原)	～	富士見町県境 (南箕輪村沢尻)	121.7
	一般国道153号線	塩尻市境 (南箕輪村久保)	～	浪合村境 (南箕輪村神子柴)	97.1

(4) 緊急輸送車両等の確保

ア 村は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を実施するため、あらかじめ警戒宣言時における輸送車両等の運用計画または調達計画を定め、緊急輸送車両及び物資輸送拠点の確保を図る。必要な人員、輸送車両が確保できない場合は、県に対して緊急輸送を要請する。

イ 村は、必要に応じて、県に対しへリコプターの出動を要請する。

なお、大芝公園陸上競技場が県の拠点ヘリポートに、大芝公園が「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画の広域物資輸送拠点に指定されている。

(5) 緊急空輸

救急患者の搬送、物資輸送等で道路事情の悪化によりヘリコプターの輸送が適当と判断される場合は、ヘリコプターでの空輸を要請する。

(6) 緊急通行車両の確認

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、第3章10節「緊急輸送活動」に定める手続きに順じ、緊急通行車両の確認を受ける。

3 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。

第15節 他機関に対する応援の要請

(総務部)

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請する。

第2 活動の内容

【村が実施する計画】

1 応援要請等

(1) 応援協定締結市町村等への応援要請

村は、必要と認めるときは、第1に掲げる応援協定のうち最も当該必要状況に適した締結先に応援を要請する。

(2) 他市町村長への応援要請

村長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

(3) 知事への応援要請

村長は、村内において地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により、知事に対し応援を求め、又は応急措置を要請する。

(4) 受入体制の確保

村は、地震が発生し、県・他の市町村及び協定団体等からの応援を受け入れることとなつた場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するように努める。

(5) 費用の負担

県・他の市町村及び協定団体等から本村に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条に定める方法による。

(6) 応援要請締結先

村は、災害時における応援要請の協定を（資料5-1）のとおり締結している。村長は、必要があるときは、関係機関に対し、協力を要請する。

2 自衛隊の地震防災派遣要請

村長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。

(1) 派遣を要請する事由

- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考になるべき事項

第16節 事業所等の対策計画

【事業者】

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業(大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で政令の定めるもの)の管理者又は運営者(以上「事業所等」という。)は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

これらの事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業の利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行う。

第2 活動の内容

1 【事業所が実施する計画】

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、または軽減するための体制を確立する。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。
- ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

- ア 火気使用を自粛する。
- イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。
- ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行うこととする。

2 【従業者の帰宅措置】

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒步又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておくものとする。

第17節 自主防災活動計画

(総務部)

第1 基本方針

東海地震注意情報発表後、生命と財産を住民自身の手で守るために、各自主防災組織、住民等が自動的に行う活動について定める。

第2 活動の内容

1 【村が実施する計画】

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 各地区の避難所等に職員を派遣し、地区内からの情報の収集にあたる。
- (3) 必要に応じて同報系防災行政無線による避難指示等の伝達を行う。

2 【自主防災組織が実施する計画】

(1) 自主防災組織の活動拠点の設置

自主防災組織ごとに公民館等へ地区本部を、指定緊急避難場所等に活動拠点を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

ア 東海地震関連情報をテレビ、ラジオで入手するよう努める。

イ 各地区の避難所等に役員が参集し、地区内からの情報の収集にあたる。

(3) 防災用資機材等の配備・活用

ア 消火器、可搬型消防ポンプ等初期消火用資機材の点検と準備を行う。

イ 各地区内に保管中の防災用資機材等を点検し、必要な場所に配備する。

(4) 避難行動

ア 土砂災害警戒区域等の付近の住民に対して、高齢者等避難、避難指示等を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた指定緊急避難場所等へ避難誘導を行う。

避難状況を確認するとともに、その状況を村に報告する。

イ 寝たきり老人、障がい者等の避難行動要支援者については、指定緊急避難場所等まで搬送する等支援を行う。

ウ 家屋の耐震強度が不十分な場合等、地震による被害が予想される場合は、最寄りの指定緊急避難場所及び付近の安全な空地等へ自動的に避難をする。

(5) 避難所の運営

東海地震予知情報(警戒宣言)発表時の主な措置は以上とする。

ア 屋外の避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備。

イ 応急手当に用いる医薬品等、救護活動及び保健衛生活動等に必要な資機材の準備。

ウ 警戒宣言の発令期間が長期化し、食品・飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、警戒本部等と連携しその確保に努める。

(6) 社会秩序の維持

ア 正確な情報収集

ラジオ、テレビ、防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ等による正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

イ 社会混乱の回避

生活物資の買い占め等の混乱が生じぬよう、住民に対して呼びかけを行い、物資の公平で円滑な供給に協力する。

3 【住民が実施する計画】

次の事項について、各家庭において対策を徹底する。

- (1) 家具の転倒防止
- (2) 落下物の除去
- (3) 出火防止
- (4) 備蓄食料・飲料水の確保
- (5) 家族の安否確認方法、緊急指定避難場所等避難先の確認

第18節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(総務部・建設水道部)

第1 基本方針

施設等の整備はおおむね五箇年を目途で行うとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

また、整備にあたっては身障者、外国籍住民等災害時要援護者に配慮した整備を進める。

第2 活動の内容

【村が実施する計画】

1 避難施設等の整備

計画的に避難施設等の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を促進する施策を積極的に実施するものとする。また、避難地の整備として、住民等の避難の円滑化を確保するため、避難所案内看板等の設置、仮設トイレの整備及び浄水器の計画的な配備を進める。

2 避難路の整備

村は、緊急輸送路等の整備とあわせて、避難路等の整備を計画的に行う。

3 消防用施設の整備等

消防活動が円滑に実施できるよう「消防力の基準」「消防水利の基準」に基づき、次に掲げる消防用施設及び消防用資機材の整備を行う。

(1) 耐震性防火水槽の整備を計画的に進める。

(2) 消防団詰所(屯所)の改修等を促進する。

(3) 消防用自動車の更新及び消防用資機材の整備を計画的に進める。

(4) 自主防災組織への消防用資機材等の整備の充実を図る。

4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

村は、県の緊急輸送路計画と連携をとり、緊急輸送道路等、避難地、避難施設への輸送ルート整備を計画的に進める。

5 通信施設の整備

村その他防災関係機関は情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するために必要な通信施設を整備する。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

(1) 村防災行政無線

デジタル化に整備した防災行政無線(同報系・移動系)について、適時適切な維持管理を行うとともに、運用の強化を図る。

(2) その他の防災機関等の無線

その他の地域防災無線、通信設備等の総合的な利用を考慮し、整備を計画的に進める。

6 防災上重要な建築物の整備

地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎、学校、公民館、その他公共施設の耐震診断と補強、改修を進めるとともに、防災用資機材、非常物資等を収納する防災備蓄倉庫の整備を実施する。

第19節 大規模な地震に係る防災訓練計画

(総務部)

第1 基本方針

村及び防災関係機関は、防災計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

第2 活動の内容

【村が実施する計画】

- 1 強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 2 防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含めて行う。
- 3 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 村は、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 職員収集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 警戒宣言等情報伝達訓練
 - (4) その他必要な訓練
- 5 学校、保育園、要配慮者が利用する社会福祉施設、その他村が管理する施設の防火・防災訓練等については、必要に応じて指導・助言するとともに、関係機関が相互に連携した訓練を実施する。

第20節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(総務部)

第1 基本方針

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な広報及び教育を推進する。

第2 村職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、施設ごと行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する情報
- (3) 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として取り組む必要のある課題や問題点

第3 住民等に対する教育

村は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実情に応じて、地域単位、職場単位等で行い、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせ、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックペイの倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第4 児童、生徒等に対する教育

1 教職員等への教育

村は、児童、生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員に対して研修会等の機会を通じて地震防災教育を実施する。

2 学校等が行う地震防災教育に対する助言等

村は、学校等が行う児童、生徒等に対する地震防災教育、訓練等に関し、必要な指導及び助言を行う。

3 防災上重要な施設管理者等に対する知識

村は、防災上重要な施設の管理者に対し、職員に対する教育に準じた指導を行うとともに、パンフレットの配布等により地震防災知識の普及を積極的に行う。

第5 自動車運転者に対する教育

村は、広報誌等を通じて、交通安全協会等関係組織の協力を得て、警戒宣言が発せられた場合に運転者がとるべき行動等についての教育を継続的に行う。

教育、広報の内容はおおむね次の事項について行う。

1 警戒宣言及び地震より情報の知識

2 警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容

3 警戒宣言が発せられた場合及び地震発生時に運転者のとるべき措置

第6章 南海トラフ地震等に関する事前対策活動

(災害対策本部全部)

第1節 総 則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定による南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

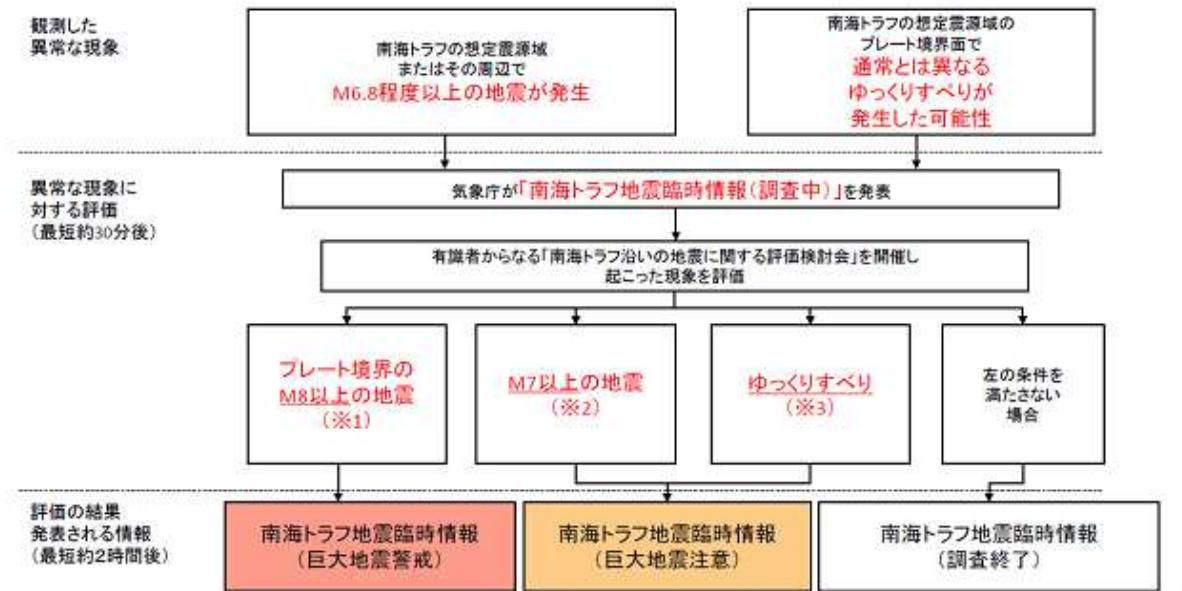
風水害対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震臨時情報の種類

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none">○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。

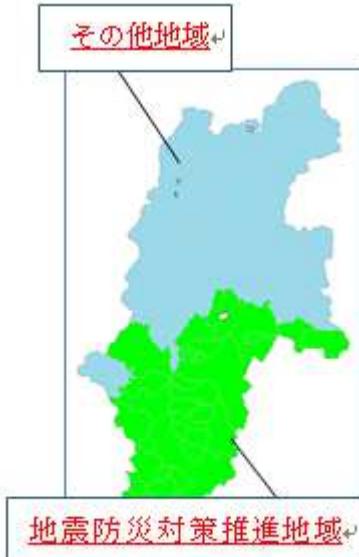
2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



第4 推進地域

推進地域は、次のとおり指定されている。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

(全 課)

第1 村の体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	業務 内 容
南海トラフ地震 臨時情報（調査中）	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震 臨時情報等（巨大 地震注意）等（※ ₁ ）	非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
南海トラフ地震 臨時情報等（巨大 地震警戒）等（※ ₂ ）	緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施

※₁ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※₂ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

2 災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、南箕輪村災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、警戒本部を設置する。

(1) 本部の組織及び活動要領

風水害対策編第3章第2節「非常参集職員の活動」に定めるところによる。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経

路、体制及び方法について定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

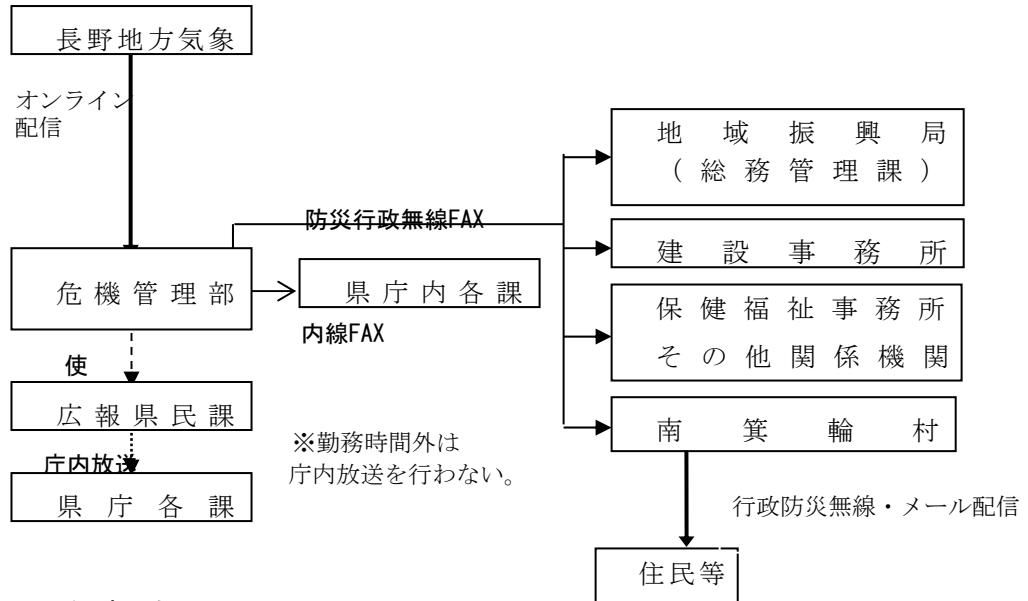
第3節 情報の収集伝達計画

(全課・事業者)

第1 南海トラフ臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。

1 伝達系統図



2 勤務時間内の伝達要領

- (1) 勤務時間内に、県より南海トラフ地震臨時情報を受理した総務課長は、直ちに村長へ報告するとともに、庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行なう。また、防災行政無線、メール配信により住民へ周知する。

3 勤務時間外、休日の伝達要領

- (1) 勤務時間外及び休日に、南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を総務課長へ報告する。
- (2) 報告を受けた総務課長は、課職員の登庁を指示するとともに、村長へ報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 総務課職員は、速やかに登庁し、防災行政無線、メール配信により住民へ伝達する。なお、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、メール配信等の情報により職員の参集指示を伝達する。

第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

県、村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に警戒・対策本部等に集約する措置をとるものとする。

なお、県及び村警戒・対策本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
都市施設の状況	各施設管理者－村警戒・対策本部（総務部・建設水道部）－伊那建設事務所－県警戒・対策本部（建設部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県警戒・対策本部（危機管理部）
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒・対策本部（危機管理部） (農協－市町村－地域振興局－県警戒・対策本部)（農政部） (労働金庫－県警戒・対策本部)（健康福祉部） (その他の金融機関－地域振興局－県警戒・対策本部)（危機管理部）
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱－県警戒・対策本部（建設部） 地方整備局－県警戒・対策本部（建設部） 村警戒・対策本部（総務部・建設水道部）－伊那建設事務所－県警戒・対策本部（建設部）
列車の運転状況、旅客の状況	J R 各社－県警戒・対策本部（企画振興部）
滞留旅客等の状況	村警戒・対策本部（総務部・産業部）－上伊那地域振興局－県警戒・対策本部（危機管理部）

第4節 広報計画

(全 課)

第1 基本方針

県、村及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

第2 活動の内容

1 【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部)

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容
- (イ) 住民等に密接に関係のある事項
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等
- (ア) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容
- (イ) 交通に関する情報
- (ウ) ライフラインに関する情報
- (エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等
- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
- (イ) 交通に関する情報
- (ウ) ライフラインに関する情報
- (エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

(2) 広報手段

テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

(5) 推進地域外の住民等に対する広報

推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ臨時情報の内容、交通対策の実施状況等について的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促す。

2 【村が実施する計画】

村においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、有線放送、広報車等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

3 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により県及び村等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

(全 課)

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM 7.0以上M 8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM 7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いも想定震源域内のプレート境界におけるM 8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

(総務部・民生部・住民部・住民)

第1 基本方針

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示するものとする。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聞くものとする。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

村は、地震に伴う土砂災害の発生に備え、住民に対し、自らの命は自らが守るための避難行動が行えるよう平時から突発地震に備えた対策を促すものとする。

また、特に、相対的に土砂災害が発生する可能性の高い土砂災害警戒区域については、住民と意見交換を行うとともに、要配慮者利用施設の施設管理者に対して避難確保計画等への記載を求めるなど、具体的な防災対応の検討を促すものとする。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

村は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。

第3 避難先の確保

1 避難所の受け入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、村は、あらかじめ避難者数を想定しておくものとする。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておくものとする。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受け入れ人数に加えておくものとする。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、村が定める地域防災計画において整理されている指定避難所を参考に検討するものとする。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。
- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。
 - ア 施設名、住所、面積、収容人数
 - イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
 - ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
 - エ 非構造部材の落下防止対策の有無
 - オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か

-
- カ 学校の状況（授業継続または休校）
 - キ 周辺の避難場所からの移動距離
 - ク 要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
 - ケ 冷暖房、テレビ、パーテイション等の設置状況
 - コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

村は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定するものとする。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意するものとする。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、村内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うものとする。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。
- (3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行うものとする。
- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮するものとする。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討するものとする。
なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮するものとする。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、村は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行うものとする。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とするものとする。

第7節 住民の防災対応

(総務部・産業部・建設水道部・住民)

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。

第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項

1 推進地域内

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

1 推進地域内

- (1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。
- (2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。
- (3) 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。

第8節 企業等の防災対応

(産業部・事業者)

第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取るべき防災対応について、以下の手順に従つて検討するものとする。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。
- (2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。

4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

(1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

- ア 安否確認手段の確認
- イ 什器の固定・落下防止対策の確認
- ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。

また、社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

- ア 荷物の平積み措置
- イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
- エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
- オ ヘルメットの携行の徹底
- カ 定期的な重要なデータのバックアップ
- キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関のとるべき措置

(総務部・産業部・建設水道部・事業者)

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。

第2 活動の内容

1 消防機関等

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

県及び村は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラ

フ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

- (1) 県及び村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。
- (2) 県及び村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備するものとする。
- (3) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。
- (4) 防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

(総務部・産業部・建設水道部・事業者)

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、県、村、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。

第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくものとする。

第3 滞留旅客等に対する措置

1 【村が実施する計画】

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

2 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき期間においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

(総務部・教育部・住民)

第1 基本方針

県及び村は、南海トラフ臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、県及び村は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

(1) 【県が実施する計画】

県は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 【村及び防災関係機関が実施する計画】

村及び防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は前記(1)に準じた内容として実施するものとする。

2 住民等に対する防災上の教育

(1) 【県が実施する計画】

県は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

また、県は推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずる。

さらに、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を

利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 【村が実施する計画】

村は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、前記(1)に準じた内容を実施内容として行うものとする。

また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。

- ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。
- イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。
- ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。